

## 令和3年12月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（12月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	15
大浦 トキ子 君	15
北 畠 正 君	19
熊 田 喜 八 君	25
散会の宣告	37

### 第2号（12月10日）

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	40
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
職務のため出席した者の職氏名	40
開議の宣告	41
議事日程の報告	41
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	44

議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
各委員会閉会中の継続審査申出	7 9
日程の追加	8 1
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
招集者あいさつ	9 0
閉会の宣告	9 0

1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和3年12月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果  
日程第 5 村長行政報告  
日程第 6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 嶋	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住 民 福 祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君

建設課長 櫻 井 幸 治 君 湯 支 所 本 長 星 裕 治 君  
教育課長 関 根 文 則 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さつき 書 記 小 針 陽 平  
事 務 局 長  
書 記 森 歩

---

### ◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和3年12月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和3年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 廣 瀬 和 吉 君

6番 揚 妻 一 男 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和3年12月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は12月7日より14日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日より12月14日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果について、これらについても皆さんのお手元に配付いたしました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第5、村長行政報告。

村長より令和3年12月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和3年12月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案10件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。新規感染者は、9月以降、急激に減少し、感染拡大地域に出されていた緊急事態宣言、まん延防止等重点措置も9月末に解除されました。

本県においても、新規感染者は減少し、10月以降は1日の新規感染者が1桁や、確認されない日が続いております。

こうした状況は、村民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策に取り組んでいただいたこと、さらには医療関係者の皆様の懸命なご尽力のたまものであり、心から感謝申し上げます。

しかしながら、アフリカ南部やヨーロッパを中心に、新たな変異株の感染が急拡大しており、先月末には感染者の日本への入国も確認されるなど、今後国内においても急速に広がる可能性が懸念されております。

また、年末年始は人の移動による人流増加や会食の機会が増えるとともに、インフルエンザの流行時期でもあることから、村民の皆様には引き続き新しい生活様式に基づく基本的な感染防止対策にご協力くださるようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、10月に集団接種を終了し、現在、個別接種を継続しており、接種率は92.36%となっております。

また、3回目の接種につきましても、意向調査を行い、国が示す2回目接種の8か月経過後から、順次集団接種により実施する予定であります。

次に、全国町村長大会が11月17日に、昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席者を各都道府県町村会の正副会長及び事務局長に限定し、インターネットライブ映像の配信を行いながら開催され、令和4年度政府予算の編成に当たっての要望内容が決議されました。その内容は、次のとおりであります。

『町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が続く中で、町村は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、コロナ対策をはじめ、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づくりに取り組んでいかななくてはならない。



我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創生し得るよう、特に次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、徹底した感染防止対策を講じること。
- 2、安全安心な地域社会の再構築とコロナ後社会を見据えた経済対策の実施を図ること。
- 3、東日本大震災、豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。
- 4、東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。
- 5、地方創生推進交付金、「まち・ひと・しごと創生事業費」等を拡充し、地方創生のさらなる推進を図ること。
- 6、町村にとって命綱である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 7、地方の情報通信基盤の整備を加速化し、デジタル社会を推進すること。
- 8、地方分権改革を推進すること。
- 9、地域からの脱炭素化推進を図ること。
- 10、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 11、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
- 12、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定等による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。
- 13、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。
- 14、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。
- 15、参議院の合区を早急に解消すること。
- 16、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。』

以上の16項目であります。

また、安全安心な地域社会の再構築と地域経済の回復・再生に関する特別決議として、『新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、政府・自治体、医療関係者等の懸命の取組と国民の協力により第5波の危機的状況は脱したが、依然として、感染再拡大の懸念・不安は続いている。

昨年来の長引くコロナ禍は、社会経済・国民生活に甚大な影響をもたらしており、早急にさらなる対策の拡充・強化が求められているが、この国難を政府・自治体、事業者、国民一丸となって乗り越えるため、これからの対策には「安全安心な地域社会の再構築」の視点が不可欠である。

コロナ禍で大きく落ち込み毀損した地域社会の様々な「マイナス」を一日も早く回復させるとともに、その先を見据え、人口減少・少子高齢社会の一層の進行、東京一極集中と地方の疲弊、環境・エネルギー対策などの我が国の最重要課題の解決に、新型コロナウイルス感染症から学んだ経験と知恵を生かさなくてはならない。

そして、我々町村も、地域に暮らす人々とともに、国土に広がる豊かな里、山、海を守り育み、食料・エネルギーの供給、水源涵養、伝統文化の継承など、国民生活にとってかけがえのない役割をこれからも担い、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していかなくてはならない。

よって、全国926町村の総意として、コロナ禍に対応した総合的な経済対策をはじめとする次の各項目について、国に対して格段の対応を求めるものである。

1、コロナ禍を契機に加速化を目指すデジタル社会推進とそのための基盤整備も含め、全国それぞれの地域が感染症や大規模災害等の脅威に的確かつ柔軟に対応できる「安全安心な地域社会の再構築」に向けて、地域医療、保健福祉、防災・減災対策をはじめ各分野の政策を拡充・強化すること。その際には、町村の現場の声を十分に汲み取って進めること。

2、新たな感染の波に備え、感染者の急激な増加にも対応し必要な医療が適切に受けられる医療提供体制の充実強化をはじめ、ワクチンの追加接種への対応、新たな治療薬の早期承認・安定供給などを含め、命と健康を守るための各般の対策に万全を期すこと。

3、長引くコロナ禍は、地域の経済・雇用悪化による失業者や生活困窮者の増加と格差拡大を招くとともに、女性や子供の貧困が顕在化し、孤独・孤立問題も一層深刻さを増している。このような状況を一日も早く打開し、誰一人取り残さない社会を実現するため、生活、就労、教育及び経済的支援等を拡充・強化すること。

4、コロナ禍で深刻な状況が続く中小企業、観光・飲食業、農林漁業、交通関係等幅広い事業者への支援や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大幅増額を含む格段の追加経済対策を早急に実施し、疲弊した地域経済を回復・再生させること。また、コロナ収束までの経済活動・国民生活に対応し、ワクチン・検査パッケージ等実効ある取組を推進するとともに、町村等の現場負担に十分留意すること。

5、持続可能な国づくり・地域づくりにおいて、感染症リスクや地震等大規模災害からの防災・危機管理等も踏まえ、「東京一極集中の是正」と「地方の活性化」は車の両輪の極めて重要な政策である。人や経済を地方に呼び込み、都市・農山漁村の交流を活発化させるため、地方創生施策の充実強化をはじめ、各府省のあらゆる政策を総動員し、「地方分散型の国づくり」を強力に推進すること。』

以上の5項目、さらに全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議として、『東日本大震災から10年が経過したが、この間、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、

大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生している。本年7月には熱海市で土石流災害が発生し、また8月にも豪雨が続き、全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々町村長に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

よって、全国の町村長の総意として、次の項目を国に求めるものである。

1、国及び自治体の連携、産学官の連携を一層促進し、我が国の総力を結集して、いかなる災害にも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進すること。

2、地震・豪雨等これまでの災害で被災した地域の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。併せて、農林漁業者や商工業者の事業再開等に向け、きめ細やかな支援策を講じること。

3、熱海市での盛土を起因とする土石流災害を踏まえ、総合的な再発防止策を講じること。また、盛土の搬入に関して全国統一の安全基準を設け、規制の強化を含めた法制度の整備を図ること。

4、海底火山噴火による大量の軽石の漂流・漂着による被害及び軽石の除去・復旧等に対する支援を行うこと。

5、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」については、激甚化・広域化する自然災害に対応するため、所要額を確保すること。

6、デジタル社会を支える重要な情報通信インフラである光ファイバー等について、条件不利地域等での公設事業による災害復旧については、道路等と同様の国庫補助制度及び地方債等地方財政措置を講じること。

7、人員の限られた町村においては、国の各地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

8、地域防災力のさらなる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。』

以上、8項目も決定されました。

次に、総務関係につきましては、第3回駐在員会議を11月22日に開催いたしました。

1年間の行政運営に対するご協力に感謝を申し上げるとともに、行政区からの要望事項への回答、そして来年に向けた各種取組の周知と協力を依頼いたしました。

次に、消防防災関係につきましては、10月17日に村消防団秋季検閲式が屋内スポーツ運動場において開催されました。

昨年同様、参加者を縮小しての開催となりましたが、通常点検、機械器具点検が行われ、近年多発する自然災害や火災に対する意識高揚や消防防災体制の強化が図られました。

次に、11月5日に「天栄村公共施設のあり方検討委員会」から、後期分の検討結果をご報告いただきました。

ご報告いただいた内容は、9施設全て「維持」とするものであり、今後、前期分の3施設を含め、ご提言を踏まえ、実施に向けた手続を進めてまいる考えであります。

次に、第5次天栄村総合計画後期基本計画につきましては、11月24日に振興計画審議会を開催し、委員の委嘱と計画策定に向けたスケジュールなどを説明いたしました。

今後、庁内検討委員会を中心に策定作業を進めている計画案がまとまり次第、審議会にお諮りし、ご意見をいただく予定としております。

次に、インターネットを通じて村内の魅力的な風景などを募集した「天栄フォトコンテスト」につきましては、応募いただいた266点の写真を、村文化祭において、来場された方に審査していただきました。

審査で選ばれた写真は、今後、村の魅力発信に活用してまいる考えであります。

次に、関係人口創出を目的に、デジタル社会に対応した地域との交流モデル事業として、県中地方振興局と共同で「オンライン食体験」を11月23日に開催いたしました。

全国各地からの参加者50名と村内の飲食店をテレビ会議システムでつなぎ、天栄米や長ネギなど、村の食材を使った調理体験や生産者の話を聞きながらの食事会などで交流を深めました。

今後も様々な事業を展開し、関係人口の創出に努めてまいる考えであります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、本年10月より、インターネットでの申込みサイトを「さとふる」、「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」の4サイトに拡大するとともに、返礼品の見直しや取扱事業者の拡充なども進めており、例年寄附が集中する年末に向け、より一層、情報発信を強化する考えであります。

次に、インフルエンザ予防接種につきましては、65歳以上の高齢者定期接種と妊婦及び1歳から18歳までの村民の方々に対する任意接種費用の助成を行っております。これにより、重症化しやすい年齢の方々が予防接種を受けやすくなっており、より多くの方が利用できるよう勧奨しております。

次に、健康づくり対策につきましては、須賀川医師会と連携し、医療機関での特定健診とがん検診を実施しております。

生活習慣病対策として、特定保健指導の対象となった方へ保健師が継続的に個別訪問を実施し、食生活の改善や運動の支援を行っております。

また、10月より自主サロンの開催に併せ、村食生活改善推進委員会の方々による「バランス

よく食べて、免疫アップ」をテーマとした講話やお弁当の配布が行われており、栄養バランスや免疫アップの工夫について学んでいただき、好評を得ております。

次に、11月7日の村文化祭に合わせて「健康福祉まつり」を開催いたしました。

感染防止対策を行った上で、血圧・体脂肪・血管年齢などの測定、保健師・看護師による健康相談、歯科衛生士による口腔相談、食生活改善推進委員会による免疫アップクイズや健康レシピ紹介を実施し、健康について深い関心を持っていただくよい機会となりました。

また、子育て世代包括支援センターによる手作りおもちゃの工作も行われ、家族連れが楽しい時間を過ごされました。

次に、「子宝祝金」につきましては、9月27日から10月1日に、子どもたちの健やかな成長を願いながら、第1子4組、第2子3組、第3子1組のご家庭に贈呈いたしました。

次に、本年度2回目となる独り暮らし高齢者世帯等に対する臨時配食サービス事業を10月15日に実施いたしました。42世帯にお弁当を配布し、独り暮らし高齢者や生活困窮世帯の状況確認と生活支援を行いました。

また、湯本地区におきましては、須賀川消防署湯本分遣所と合同で、独り暮らし高齢者世帯を巡回し、冬期間に向け、火災予防の啓発を実施いたしました。

次に、税務関係につきましては、村税、上下水道料、介護保険料について、年末にかけ全職員体制で臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めており、10月15日には、関東地方の滞納者への預金差押えを実施いたしました。

次に、国土調査につきましては、牧本第27地区は1筆地測量が完了し、仮閲覧の準備を進めており、牧本第28地区は長狭物調査及び1筆地調査が終了し、図根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、主食用米の生産数量は、飼料用米への転換を推進したことにより、対前年比50ヘクタール減の702ヘクタールとなり、県から提示された目安はおおむね達成となっております。

しかしながら、人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要減少が加速したため、令和3年産米のJAの買取り概算金は、コシヒカリ60キロ当たり8,800円と、前年より3,400円減の大幅な下落となりました。

村といたしましては、県やJAと連携し、国に対し緊急的市場隔離実施を強く要請しておりますが、農家の持続的な経営を支援するため、来年の作付に向け、種子もみの購入を支援する経費を盛り込んだ補正予算を本定例会に上程するとともに、現在、国の補正予算に計上された地方創生臨時交付金を活用した支援策を取りまとめており、まとめ次第、本定例会に追加提案することとしております。

次に、米の食味向上とブランド化を目的とし、11月3日、「第14回天栄米食味コンクール」

を村健康保健センターにおいて開催いたしました。

昨年に引き続き、感染防止のため無観客での開催といたしましたが、村内生産者より83点の出品があり、5名の方が金賞、10名の方が優秀賞を受賞され、審査員である食味鑑定士の方々からは、本村の米に対して高い評価をいただきました。

また、11月27日に静岡県小山町で開催された「第23回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、5,141点の出品の中、小森美明さんの「ゆうだい21」が「国際総合部門」で特別優秀賞、芳賀有実さんの「ゆうだい21」が「栽培別部門 若手農業経営者」で金賞を受賞されました。

次に、林業関係につきましては、森林整備及び放射性物質対策を図る「ふくしま森林再生事業」を実施し、牧之内字東矢中入地区の約8.7ヘクタールの整備が完了いたしました。現在、大里字八石地区の約7.1ヘクタールの整備を進めております。

また、有害鳥獣対策につきましては、11月14日までの捕獲期間中、ツキノワグマ13頭、イノシシ58頭、鹿70頭、ハクビシン21匹を捕獲いたしました。

次に、スキーリゾート天栄につきましては、近年の温暖化による暖冬少雪に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が落ち込むとともに、施設の老朽化も著しい状況にあることから、今シーズンの営業については休止することを決定いたしました。

今後につきましては、天栄村公共施設のあり方検討委員会からのご提言を踏まえ、方向性を決定してまいる考えであります。

次に、商工観光関係につきましては、10月10日に第2弾のプレミアム付商品券の販売を行いました。

商品券は、20%のプレミア率を付与し、消費者及び地元商工業者の経済支援を図っております。また、3か所の店で利用し、スタンプを集めて応募すると、抽選で商品が当たるスタンプラリーも実施しており、来年1月に抽選会が開催される予定であります。

観光業につきましては、9月30日の首都圏の緊急事態宣言解除後も観光入り込み客数は戻らない状況ではありましたが、10月4日から県民割プラスが、10月9日からは2回目の「泊まってエールキャンペーン」が開始となり、各宿泊施設等においては、こうした事業を活用しながら誘客の増加を図っております。

次に、除染事業につきましては、小川区及び土橋久保地区の仮置場原状回復工事を進めておりますが、小川区の工事内容に変更が生じたことから、契約の変更について、地方自治法などの規定により、本定例会でご審議いただくこととしております。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、本年度で最終年度となる児渡・滝田線道路改良工事を11月に着手し、年度内の完了を目指し工事を進めております。

次に、国道118号野仲橋の橋梁整備工事に伴う水道管移設につきましては、県の橋梁上部

工事に併せ、水道管の添架工事に着手することとしております。

次に、学校教育関係につきましては、GIGAスクール構想で整備いたしましたICT機器の活用を各学校で進め、リモート学習の体制が整い、学校間でのオンライン交流授業を行うなど積極的な活用を進めております。

引き続き、どのような環境においても学習がスムーズに進められるよう体制を整えてまいりる考えであります。

また、県指定の「小中英語パートナーシップ推進事業」の取組として、11月29日に天栄中学校と広戸小学校において、外国語科の授業を公開いたしました。

児童・生徒による発信力を強化した英語力向上のための実践を、本村のみならず県中管内の小・中学校86名の教育関係者の方々に、オンライン上で参観していただきました。

両校の授業では、実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う活動に積極的に取り組む児童・生徒の姿を見ることができました。

授業後に開催した全体講話では、小中連携の在り方や英語力向上のポイント等について話があり、今後の課題について検討するよい機会をなりました。

また、10月から11月にかけて各小・中学校で学習発表会や文化祭が開催されました。

各校とも感染防止対策を図り、時間短縮や密を避けるよう工夫した発表を行い、日頃の活動の成果を家族に見ていただくことができました。

幼稚園につきましては、10月3日に天栄幼稚園運動会を開催したほか、天栄幼稚園と湯本幼稚園の園児と一緒に学ぶ交流会を2回実施いたしました。

両幼稚園では、ふだんの幼稚園生活の様子をいつでも見学できるフリー参観や幼年消防活動を実施するなど、行事や保育内容を工夫し、保護者や地域と連携を図る教育活動の実践を行っております。

次に、子どもたちの活躍につきましては、「福島県発明展」において広戸小学校の児童が毎日新聞社賞に入選するとともに、広戸小学校が学校賞として発明奨励賞及び青少年発明奨励賞を受賞いたしました。

また、「青少年読書感想文全国コンクール」福島県審査会において、3年生の部で牧本小学校の児童が特選を受賞し、「岩瀬地区造形展」においては、各小学校の児童が県推奨作品に多数選出される活躍がありました。

さらに、天栄中学校の生徒が、「福島県中学生の税についての作文」県中審査会において、県中地方振興局長賞を受賞し、テニス部が男子団体、女子団体及び女子個人ダブルスの部で東北中学生新人テニス選手権大会に出場を果たすなど、子どもたちのすばらしい活躍が見られ、村民に明るい話題を提供していただきました。

次に、生涯学習関係につきましては、市町村対抗福島県軟式野球大会におきましては、天

栄村チームは1回戦が不戦勝となり、9月20日に2回戦が行われ、中島村と対戦いたしました。先制点を取るも1対7で敗れてしまいましたが、何度も好機をつくるなど、応援に力が入る展開で、気迫あふれるすばらしいプレーが見られました。

また、11月6日、7日に「第57回天栄村文化祭」を開催いたしました。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止の観点から作品の展示のみとしましたが、子どもたちや各種団体・個人のすばらしい作品が展示されておりました。

2日目には、駐車場においてモンキーパフォーマンスが行われ、かわいい子猿の曲芸に、多くの来場者が見入っていました。

また、生涯スポーツ関係につきましては、11月14日に「東日本女子駅伝競争大会」が福島市内を会場に行われ、天栄中学校出身の岩崎麻知子選手が福島県の代表として第6区のたすきを任され、区間賞まで1秒差の区間2位となる力走を見せていただきました。本県は5位となり、6年ぶりの入賞に大きく貢献された姿は、多くの村民や県民に元気を届けました。

また、11月21日に「第33回市町村対抗福島県縦断駅伝競争大会」が開催されました。

本年の大会は、従来の16区間に戻り、白河市からのスタートとなりましたが、沿道や中継所等での応援は自粛となりました。

本村選手団は、村内企業からの参加者もあり、中学生、高校生を含め幅広い年代の選手で臨み、3つの区間で村の部区間賞を獲得するなど、一人一人が力を出し切るとともに、チーム一丸となった練習の成果が実を結び、総合成績は昨年より順位を4つ上げ30位、村の部で6位となり、敢闘賞を受賞いたしました。

次に、湯本公民館事業につきましては、11月14日に湯本体育館において「第46回湯本地区文化祭」を開催いたしました。

作品の展示や農林産物展の即売会を行ったほか、夜間に手作りペットボトル灯籠の点灯を行いました。

続きまして、本定例会に提案いたしました、議案10件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例につきましては、福島復興再生特別措置法の改正に伴い、知事の指定を受けた計画に基づく風評被害に対応する事業に関し、固定資産税の課税免除等の措置を講ずるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第2号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除適用期間の延長に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル化の推進による国の規則改正に伴



い、保育所等の手続において、電磁的方法が可能となるよう改正するものであります。

議案第4号 工事請負契約の一部変更につきましては、小川区仮置場原状回復工事請負契約の一部を変更するに当たり、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 令和3年度天栄村一般会計補正予算につきましては、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業、子育て世帯臨時特別給付金事業及び給与改定に伴う職員手当などにより、歳入歳出それぞれ1億4,170万5,000円を追加し、予算総額を50億991万4,000円とするものであります。

議案第6号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、給付費の増により歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算総額を7億457万5,000円とし、診療施設勘定において、所要備品購入のため歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、予算総額を5,946万円とするものであります。

議案第7号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、土地売買契約に係る土地登記のため、予算総額5,900万5,000円のうちで、歳出予算を組み替えるものであります。

議案第8号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、給与改定に伴い、歳入歳出それぞれ6万円を減額し、予算総額を2億1,075万1,000円とするものであります。

議案第9号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、介護予防サービス給付費の増などにより、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、予算総額を6億8,606万1,000円とするものであります。

議案第10号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、給与改定に伴い、収益的収入及び支出を9万2,000円減額補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和3年12月7日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで、暫時休議いたします。

午前11時まで休議いたします。

(午前10時43分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

---

### ◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は3名です。

質問は、最初に3番、大浦トキ子君、次に1番、北畠正君、次に8番、熊田喜八君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出售されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

### ◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 初めに、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 1、学校給食費の無料化について。

無料については、令和3年4月から3分の1の助成がされ、保護者からは大変喜ばれております。

村長の答弁では、「財政負担を考慮しながら段階的に実施をしていきたい」とのことでした。

そこで、次の点について伺いたい。

①2分の1の助成をした場合、保護者の負担は月額小・中学校でそれぞれ幾らになるか。

②村の負担は、小・中学校でそれぞれ幾らになるか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の2分の1助成した場合、1人当たりの保護者の月額負担は、小学校で約2,000円、中学校で約2,400円となる見込みであります。

2点目の村の負担につきましては、現在の児童・生徒の人数で計算いたしますと、合計額は、小学校で約548万7,000円、中学校で約370万8,000円となる見込みであります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 県内59市町村のうち42の市町村で、全額無料が20市町村で、一部補助が22市町村となっております。

それで、令和4年においては、どのくらいの補助を考えているのかお答えください。お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

令和4年度の予算であります。こちらも前から話していますとおり、財政負担を考慮しながら検討してまいりたいと思っておりますので、現時点では、どのぐらいというようなことは、まだ検討中でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 「現在、小学校に子どもが3人通っているので教育費の負担が大きくて大変です。今回給食費の補助が決まり助かります」、これは40代の方から声が寄せられております。また、60代の方からは、「できれば全額補助をして、天栄村が子どもに優しい自治体だとアピールできるともっとよい」、こういうことなんです。先ほどの答弁で、まだ検討中ということでもあります。コロナの対策のこともあるので、徐々に無料化にしてもらいたいと思いますが、検討中という先ほどの答弁ですが、来年度は検討中ということ、その次の年くらいは徐々にということ、半分の助成ぐらいはできるというような考えでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

いろいろな状況を見据えながら検討してまいりたいと思っておりますので、来年もそうですが、再来年の話も、今の段階ではちょっとお答えできる段階ではないかと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村長は、コロナ対策のこともあるので、なかなかちょっと難しいなということの、前の説明会でそういうお話もありましたが、一度にということは難しいとは思いますが、徐々に無料化にしていきたいと思っております。

1点目の質問は以上で終わります。

2、鳥獣対策について。

県内の市町村においても鳥獣対策について取り組んでいるところですが、本村でも鳥獣の被害が多く発生していると聞いておりますが、次の点について伺いたい。

①作物などの被害の状況は、どのようになっているか。

②1年間の捕獲数は何頭か。

③報償金は、1頭につき幾らか。また、須賀川市と比べてどうか。

④処分する場所はどこか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の作物等の被害状況については、イノシシによる農作物の食害や、田畑に侵入して農地を荒らすなどの被害が見受けられ、昨年の被害額は、福島県農業共済組合の調査で面積172アール、被害額は49万5,000円となっております。

2点目の昨年1年間の捕獲頭数については、イノシシ445頭、ツキノワグマ33頭、ニホンジカ48頭、ハクビシン34匹となっております。

3点目の有害鳥獣捕獲の報償金について、本村では、有害鳥獣捕獲期間は、イノシシ1頭当たり成獣で3万6,000円、幼獣で2万2,000円、ツキノワグマ、ニホンジカは1頭当たりそれぞれ2万円、ハクビシンは1匹当たり3,000円となっております。

須賀川市においては、有害鳥獣捕獲期間で、イノシシとツキノワグマにそれぞれ1頭当たり2万円、ハクビシン1匹当たり5,000円であります。

一方、狩猟期においては、本村ではイノシシ1頭当たり2万3,000円が支払われており、また本定例会において、新たにニホンジカの捕獲に係る補助金を1頭当たり2万3,000円で計上しております。

須賀川市においては、狩猟期でイノシシ1頭当たり2万3,000円であります。

4点目の処分する場所については、村鳥獣被害対策実施隊員の私有地に、本庁管内と湯本支所管内に1か所ずつ確保し、埋設処理しております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 須賀川の農業振興課に聞いたところ、担当課の方の答弁では、有害鳥獣は145頭、狩猟期210頭で、合計が昨年度355頭ということなんですね。それに比べると、何か天栄村は相当ですね。もう400何頭ぐらいですよ。倍まではいかないけれども、須賀川と比べると大分捕っているなど、私もびっくりしたくらいなんです。

それで、須賀川の場合は、有害鳥獣が145、狩猟期が210で355頭。隊員数が84名いると聞いております。

それで質問なんです、天栄村の隊員数というのは何名で、それで昨年、北海道から2名の協力隊が来ておりますが、3年間という話でしたが、隊員の方からは、後継者の育成が必要だからという要望が出されておりますが、村ではまたこの2名の協力隊が来てくれたということで、引き続きこの村にいてもらいたいと、こういう要望も隊員の方から出ていますが、どのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、現在、天栄村の鳥獣被害対策実施隊の人数については17名おります。そして、今ほどお話のありました地域おこし協力隊、こちらは議員おっしゃるとおり、3年間の有期限で地域おこし協力隊として活躍していただいております。

しかしながら、地域おこし協力隊につきましては、やはり3年後については、基本的に地域おこし協力隊からは外れていただくような形になっておりますので、地域おこし協力隊が大変地域のために役に立っているというようなことではありますので、また新たな地域おこし協力隊というような形を募集しながら、本人たちの意向も聞きながら、続けていければなというふうには思っております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それで、隊員の方からは、ずっと捕獲体制でどんどん捕獲するということが何日もかけてやったんですが、ほかの市町村に入ると、そこから中に入れないという、これは昨年の9月議会で質問したときに、村長の答弁では、これは本当に、それもなかなか大変なことなので、広域的な捕獲体制の確立を目指していくという、こういう答弁でしたが、その後どのような体制になっているのか、お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

広域的な捕獲体制の確立というようなことなんですが、こちらについては従来どおり、県及びほかの市町村との意見交換等により、様々な機会を捉えて広域的な部分をやれないかという部分についてはお話ししていきたいと思っております。

今年の4月8日なんですが、広域という話で言えば、須賀川市の捕獲隊と合同で巻狩りというものを、須賀川と天栄の境の箇所で行っております。その際には、須賀川市から8名、天栄からの隊員が4名というようなことで、12名で合同で巻狩りをやらせていただいております。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午前11時15分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

---

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、先ほどの課長のお話では、4月から須賀川市と合同で行ったということだったんですが、これは一步前進したということですかね。今までは、ほかに行けば、せっかく何日もかけて追い込んだのが駄目だということで。

それで、須賀川と合同でやったから、捕獲頭数も相当な数になったということで受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

須賀川市で行った巻狩りについては、試験的に1回実施しただけですので、それにより捕獲頭数が増えたというような直接的な因果関係はないかなと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 昨年から比べると相当な、須賀川は84名の隊員数で355頭ですからね、それ以上の捕獲をしたということで、私も本当にこの数を聞いてびっくりするくらいあります。

これからも捕獲をして、やはり農家の人とか畑とかいろいろ荒らされると、そういうことが少しでも被害が少なくなるように努力していただきたいと思います。

簡単ではございますが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

---

#### ◇ 北 島 正 君

○議長（服部 晃君） 次に、1番、北島正君の一般質問の発言を許します。

1番、北島正君。

〔1番 北島 正君質問席登壇〕

○1番（北島 正君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

1、農家への米価対策について。

新型コロナウイルス感染予防対策により、外食産業の米消費不足から大量に米の在庫が生じ、米価が大きく低下しました。

それに伴い、米農家の皆さんの収入が大きく減り、経営が大変厳しい状況になってきています。新型コロナウイルス対策により商工業に対しては、様々な補助等が施されていますが、農業に対する対策は今のところ見られません。

今後、村として農家に対しての助成について伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

令和3年の米価については、コシヒカリ1俵当たりのJA概算金で、対前年比約27%の減となり、大幅に下落いたしました。

村においては、米の需要が減少していることから、主食用米より飼料用米への転換を促進するため、水田利活用助成金として10アール当たり5,000円を村単独事業として交付しており、本年度における飼料用米の作付は、対前年度比で53ヘクタール増の117ヘクタールと大幅に増加いたしました。

農家への新型コロナウイルス感染対策支援としては、コロナ禍により売上げが減少した米の直販農家や果樹、畜産農家に対して、商工業者と同様に、1件当たり1回目10万円、2回目15万円を支援しました。また、国の持続化給付金等各種制度の相談窓口として、商工会において農業経営者延べ35件の相談を受け付けております。

先ほど、行政報告で申し上げたとおり、本定例会に米価下落に対する支援として、種もみの購入助成を行う補正予算を上程し、さらには現在、臨時国会で審議されている国の補正予算に計上された地方創生臨時交付金を活用した支援策を取りまとめておりますので、まともり次第、追加提案することとしております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 補正予算にも本当に、水稻種子購入助成金として772万円計上されておりますけれども、これ計算しますと、反当たり1,000円くらいなんですね。品種によりまますけれども、2万円ぐらいいは反当たり減っているんですね、各農家。少ない金額で、他産業の助成から見れば、非常に少ないのではないかとということが、まずあります。

ちなみに、水稻の作付面積は幾らだったんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

水稻の作付面積につきましては、約858町歩でございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、仮に反当たり8,000円とかの助成金にすれば、八八、6,400万くらいになるんですねけれども、ちなみに現在、私の調べたところによりますと、小野町では反当たり8,000円、上限は80万円ですね。それと喜多方市、これは米価下落対応緊急支援事業ということで、これは反当たり4,000円、これの作付面積にですね。あとそのほかの近辺については、支援金は無利子の貸付金はやりますけれども、やはり村でも、反当たり8,000円なり、あと間を取っても6,000円ぐらいいの助成金を出してもいいんじゃないかと思

うんですが、そういう考えはあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 先ほども申しあげましたとおり、この12月定例議会の中で追加案件として、農家支援策ということで対応するというようなことで今、進めておりますので、議員がおっしゃるように、種もみの補助をまず行って、その後、10アール当たりの助成というように約5,000円ほどの金額を考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、反当り5,000円ぐらいのあれを考えると、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） これは、あくまでも主食用米というようにすることで、飼料用米につきましては、村単独で10アール当たり5,000円の助成をしているものですから、二重の助成になってしまうというようなことでございますので、あくまでも主食用米というようにすることで捉えております。

先ほど議員がおっしゃったように、数字的には6,000円ぐらいは、半分ぐらいどうなんだという話をいただきましたが、種もみと合わせるとちょうど6,000円ぐらいにはなる考えでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） じゃ、それに期待して考えればよろしいんですね。

それで、ちなみに天栄村では米の販売農家というのは506戸ですね。これは27年度の農業センサスかな、これからいくと506戸なんですけれども、総額でどのぐらいになるか計算してありますか。今現在、506戸よりも農家数は減っていると思いますけれども、主食用米と、今言ったあれでいくとどのぐらいになるのかなと思って、予算的に。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 村内の主食用米を作っている農家の中での面積当たりでいくと、大体700ヘクタールというようにございまして、そこに数字を掛けていただく。約700ちよつとは若干あるんですけれども、その数字で見えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） すると、700ヘクタールに掛けて出すということで捉えていいんですね。



そうしないと、やっぱりこれはみんな、周りから聞くと、本当に農業に対する、もう将来とか希望もなくなっていくし、今言う農業後継者も、本当に出てこないんじゃないかという心配があるので、そういうところを再度お願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 先ほども申し上げたとおり、この12月定例議会の中で追加案件としてご提案申し上げますので、議会議員の皆様方のご理解をいただきながら進めてまいりたいというようなことでございますので、その点につきましては、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） では、そういうふうなことで捉えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に2番の農業用施設の修繕についてですが、村内の農地には、水田のかんがい用の用水路と排水路があります。圃場整備を施工してから40年ほど経過しております。

そのため、老朽化が進み、水漏れしているところや壊れている箇所が多数見られ、維持管理に各行政区ではもちろん農家の皆さんも苦勞しているところではあります。

それらに対して、今後、村では維持管理にどのように対処していくのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

農業用施設である用排水路につきましては、施設造成者である土地改良区と連携を図りながら維持管理を行っておりますが、老朽化により破損や水漏れが散見されている状況であります。

現在、被害が大きく緊急性を伴う箇所については、村において修繕を行い、小規模な修繕につきましては、行政区協働の里づくり交付金や多面的機能支払交付金などを活用いただきながら行政区に対応いただいております。

今後こうした取組により、施設の維持管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 圃場整備を施工してからほぼ40年ぐらいたっているんですね。そうすると、目地や今言った堰の破損とか、そういうのがいっぱいあって、協働の里づくりでやるとなると、各行政区で申請してやるような、そういう事務手続的なことが煩雑化されていまして、もうできれば村のほうで何とか対応できないのかなというふうに思っているわけですが、どうなんでしょうか。あくまでも行政区に丸抱えというとおかしいんですけれど、

ども、そういう考えでいいんでしょうかね。どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、緊急性のあるものについては、村でしっかりそこは対応してきております。また、老朽化したもの、そしてここに来て気候変動、豪雨等があったり、ゲリラ豪雨があって被害等が出ていたりする箇所については、なかなか個人的要素が強い箇所があったり、集落の中での要望が多々ございますが、そちらについては協働の里づくり事業というようなことで、今年度については大分、福島県沖地震があったりというようなことがありましたので、少し枠を増やしながら対応してまいりました。

今後も新年度に向けましては、協働の里づくり事業については、今まで50万でございましたが、100万円までというようなことで、なるべく地域の方々、集落の方々と一緒になってそういう対応をしていくというようなことで、何でもかんでも村でやってしまうと、全てにおいて村でやっていかなくちゃならない。なかなか財政状況が厳しい中でもありますので、自分たちの地域は自分たちで守っていくというような観点から、そのような取組を進めていっておりますし、緊急性を要するものについては、村でそこは対応してきております。常に行政区長さんと意見交換をしたり要望を聞きながら対応をしてまいっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 村の取組についてはよく分かるんですけども、今、土地改良施設維持管理適正化事業というやつがあるんですね。これは国3割、県が3割、あと残り40%というんですけども、そのうちの30%を5年間積み上げてやっていくということですが、そういうふうな補助事業もあるので、そういうふうなことも考えてもいいんじゃないかと思うんですね。

天栄村、大きく分けると、圃場整備でいうと4工区あったんですね。高林・飯豊で4工区、あと白子が3工区、上・下で2工区、あと上の牧之内大字が1工区という、あとそれと大里地区と、湯本は湯本で1つですけども、そういうふうなことで、やっぱり年次的に計画を持ってやっていったら村の負担が少なくて済むのではないかと思うんですけども、そういう考えはどうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほどお話のありました土地改良施設の維持管理適正化事業、こちらにつきましては、い

わゆる土地改良事業等によって造成されました農業水利施設等の補修であったり維持管理の部分で、こちらは県の土地連のほうの診断と管理指導を受けて、計画的にそちらをつくって実施していく必要性があります。

今後、おっしゃられるように、いろんな部分で老朽化しているというようなことなので、いろんな補助メニューを見ながら適切なものを使って、大規模なものについては計画的に修繕していきたいなと思っております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） できれば、そういうふうな事業に取り組んでほしいと思うんですね。できるだけやっぱり国・県のほうの補助をもらってやっていかないと、確かに協働の里づくりも分かるんですけども、それは中山間事業とか農地・水をやっていけば部落負担というのが出てくるんですね。ですけども、そういうやつに取り組んでいない行政区については、何でもかんでもそれは1割負担しなくちゃならないわけですから、なかなか大変だから、やっぱりできるだけ村でそういうふうな部分も行政区に迷惑をかけないような対応はできないのかと思うんですけども、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

災害があつて被害を受けた箇所については、村で対応をさせていただきました。この適正化事業につきましては活用していく、国・県で60%、残り40%を受益者というようなことになっておりますが、こちらについても、大里地区は、これは矢吹西部土地改良区になりますが、小規模な災害等が発生した場合でも受益者負担が出てきてしまうというようなことで、これまでも土地改良区半分、折半、50%、50%、残りの分の50%、50%で実施してきました。

今後も、受益者負担は出てきますが、村で100%補助というわけにはなかなかいきませんので、残りの部分は折半するような考え方で進める方向でおります。

今後も、そういう老朽化した場合、それ以外の箇所についても国・県の補助を見つけて対応するよというふうなことで担当課、担当者には指示しておりますので、今後もそういうふうな補助を活用しながら進めていく考えでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 限りある財政ですので、村の負担がなるだけないような、そういうふうな国・県の補助事業を各課で勉強して、見つけてやってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時37分)

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） では、一般質問を通告どおり2点ほど質問させていただきます。

1点目、子育て支援について。

子育て支援について、天栄村はどのような対策や対応をしているのか。他町村に優っているところ、優っていないところを比較したことはありますか。

今後、どのような対策や対応をするのか。村民の皆さまに分かりやすく、具体的に、詳細に、現在の子育て支援の資料を提出の上、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

子育て支援につきましては、令和2年度に策定しました第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対する子育て支援施策や経済的負担の軽減に配慮した施策を展開しております。

各施策については、資料に記載のとおりでございますが、主なものについて述べますと、まず妊娠期には、平成30年から設置した子育て世代包括支援センターにおいて、出産や育児に対する相談等のケアを行っております。また、産前産後の支援を必要としている家庭にヘルパーの派遣を行い、妊産婦の負担軽減等を図っております。

出産期においては、子宝祝金を第1子から贈呈し、村を挙げてお祝いをしております。また、ゼロ歳児から18歳までの子どもたちの医療費も無料としているところでございます。

次に、乳幼児期においては、ご家庭で保育している保護者の交流や相談等の場としてのわんぱく広場の開設、幼稚園の授業料、入園料、給食費の無料化も実施しております。

また、小学生時には、放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設するなど、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めております。

今後も、子育て世代の多様なニーズの把握に努めるとともに、先進事例等の調査・研究や社会情勢を考慮しながら、子育て支援をさらに充実してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 資料は提出してもらいましたので分かりましたけれども、他町村と比べたことがあるかというのも聞いたんですけども、その辺は、よその市町村と比べて優っているところとか、そういう比較しての答弁はないですか。こういうところは他の市町村には優っている、これだけは天栄村はよそよりも優っているとか、ここのところは少し他町村に対しては天栄村としては優っていないところがあると、そういう質問もしたんですけども、そういうところは答弁ないですか。

私のほうからお聞きしますけれども、後で課長に聞きますけれども、他の市町村では、例えば修学旅行に小学生には1万1,000円の補助、中学生には3万3,000円の補助、あと天栄村もやっていると思うんですけども異文化教育、外国の先生を雇って、今は小・中学校でやっているんですか、それは。これは北海道の上士幌町というんですけども、ここは教育委員会から来る先生のほかに、教員免許を持っている方を別に5人雇って異文化教育、あと子どもにいろいろな合った教育をしているというようなことをやっているんですね、そういう上士幌町。

これはなぜかという、ちょうど天栄村と人口も大体同じぐらいだから調べてみたんです。実は事務局長に、こういうところがあるから資料を取り寄せてもらえないかと言って取り寄せてもらって、私その資料に基づいて今勉強して、そのやつで今質問しているんですけども。

あと、天栄村にないのは、さっきの妊婦さんののもありましたよね。妊婦さんの場合には、札幌市で補助している額に上乗せして10万円の補助をあげているらしいんですね。そして、CT検査の場合は、8回までは、3,500円までは村のほうで負担するとか、妊婦さんに対してもそういう手当をしているんですね。

あとは、今のは医療費の問題ですね。費用2,500円を上限として8回分ですね。そして、受診も1回3,800円を上限として14回まで助成しますと、そういうやり方をしているんですね。

あとは、不妊治療の場合には、北海道の助成金に上乗せして10万円を子育て支援としてやっている。天栄村の場合は34項目なんですけれども、ここは81項目にわたって子育て支援しているんですよ。後で村長もよく見てみればいいんですが。

まだあるんですけども、あと天栄村みたいに促進住宅じゃなくて、その住宅は一戸建ての住宅を、敷金が3か月分で10万円ですか、そして家賃が3万5,000円、そしてそこに3万5,000円で住ませるということですね。そして、16歳未満の子どもが1人いた場合にはそこに入れるという意味なんですね。今はもうこれは全部塞がっているみたいで、全棟空室ありませんということです。ということは、天栄村みたいに住宅団地を建てて、そこに4万

円家賃を払って、20年間払うと90万円残金が残る。そして残金が残ると、そういう方式じゃないんですね。一戸建てを借りて、そこに家賃として住まわせてやっているということですね、ここの上士幌町の場合は。そういうやり方のほうが、私は回転が早いと思っていましたけれどもね。

なぜかという、話がそれちゃうかもしれませんが、結局はその子はずっと小学校でないわけですから、前の村長さんにも言ったけれども、前の村長さんのことは置いておきます。

あともう一つ、子ども1人当たりについて、村外からの方が、例えば天栄村以外の方が天栄村に家を建てる場合には、1人当たり100万円の補助、2人いた場合には200万円の補助、そしてそのほかに町内の業者を使った場合には、それにまた240万円の補助を出すんですね。そして、天栄村以外の業者の場合は140万円の補助が出るという、こういうすばらしい子育ての、簡単に言うと、結局は村外からも来てくれということをやっているんですよ。

なぜ、こういうことができると思いますか、村長さん。なぜ、こんなに手厚い子育て支援ができると思いますか。

私たち……一応答弁もらってから、長くなりますので。なぜこういうふうに見えるか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

そこまでの手厚い支援をしていくというのには、財政的に豊かでないとなかなかできないと思いますので、その辺の財政事情がどうなのか、私も今後ちょっと調べさせていただいてですね、今のところ、今、議員からお話いただいた中での答弁になるかどうか分かりませんが、そうじゃないとなかなかできないと私は今思いました。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 天栄村の村議会議員は、私が議員になったときには14名いたんですよ。そして、子育て支援に金を使うということで、一気に14名から10名にするわけにいかないからと2段階で12名にして、そして自分たちの報酬も子育て支援のために下げたんですよ。たしか私が1期目のときには29万5,000円だと思いましたが、報酬が。今から25、6年前の話ですけれども。そして、そのほかに会派費として年間12万もらっていたんですよ。そのときは、私たちはとにかくこれから天栄村の子育て支援をするには、幼稚園の無料化、医療の無料化にしなくちゃ駄目だということで、議会で自分たちの身を削って、結局は幼稚園の無料化とか、医療費の無料化をやったんですけれども、やっぱり限界がありますよね、私らの力では。

ところで、次の質問にまた移るんですけれども、実はこれだけのことができるということは、ふるさと納税ということがあるんですよ。

だから、子育て支援については、とにかく後で村長に、今、なぜこんなに手厚くできるのかというのを私には今すぐ答弁できなかつたんですけれども、実は次の質問に入ってから、流れでまた質問します。

子育て支援については以上で終わります。

次、2点目。

ふるさと納税について。

他の市町村では、ふるさと納税の納税額が増えているところがありますが、本村の納税額は幾らなのか。過去5年間の資料を提出の上、ふるさと納税の使い方と今後の対策や対応をどのように考えているのか、村民の皆様方に分かりやすく具体的に説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本村の過去5年間の寄附額につきましては、お手元の資料のとおり、平成28年度は3,797件で8,482万2,000円、平成29年度は2,686件で5,343万3,000円、平成30年度は728件で1,713万1,000円、令和元年度は913件で2,627万9,000円、令和2年度は880件で2,403万2,000円です。

ふるさと納税の活用につきましては、寄附者のご意向を踏まえ、主に子育て支援や産業振興、健康福祉の充実などに活用させていただいております。

また、最近の傾向として、ふるさと納税はインターネットを利用した寄附がほとんどを占めていることから、10月からふるさと納税の申込みができるインターネットサイトを2つ追加し、計4つのサイトで受付を始めるとともに、現在、返礼品の拡充や新規開拓も進めております。

今後も天栄村を応援したいと思われるよう、引き続き村の魅力づくりや情報発信に努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、ふるさと納税というのは、村長さん、やっぱり村長が結局真剣になって、村を挙げてやらないと、失礼ですけども、例えば企画課長さんだけではこれはいけません。やっぱり村長さんがてっぺんになって、村の旅館組合とか、結局は酒蔵だとか米屋さんとかリンゴ園とか、そういう人ら皆さんで集まって、そしてどういう方法でふるさと納税を増やすかということを考えている、そういう町長さんがいるんですよ。

たまたま、あれは熊本県の南小国町、人口4,000人。2017年のときには約9,000万ぐらいだったのね。ところが2020年には9億9,000万までふるさと納税を上げたんです。その理由は、観光というものを軸に、他の産業と経済波及効果をつくっていきたいということで、SMO

を立ち上げ、町長が株式会社SMOを設立、観光やふるさと納税を強化、旅館とお客様に召し上がっていただきたい旅館の料理をふるさと納税に入れたらいいですね。何か馬刺らしいんですね、そのほかにそこはみそとかコンニャクも有名なんですね、そのみそとコンニャクのセットとか、そして村長が自ら音頭を取って、そういうふうに観光協会なり商工会なりが集まって、皆さんの意見を詰めていって、この意見とこの意見を組ませるとこんなすばらしいことができるとか。

ただ、お米屋さんはお米屋さんで自分で売っているでしょう。酒屋さんは酒屋さんで売っているわけでしょう。これをふるさと納税につないだ場合に、それをセットにつないだ場合にはどうなるかということ考えたことはありますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも、ふるさと納税につきましてはインターネットを通じて、さとふるであるとかふるさとチョイス、今回、楽天ともう1か所、4か所で進めておりまして、それも地場産品、お酒、米、リンゴ、あとは宿泊関係もありますし、ゴルフのプレー代というようなことで村内にあるもの、様々な野菜等も含めて、みそ、しょうゆも当然入っています。そういったものを出しながら、なるべく地元のものを使ってふるさと納税の中である程度上がるような取組もしてきたところではございますが、なかなかその情報発信というのがうまくいってこなかったのが現状でございます。

今後も、いかにこの天栄村の魅力を発信する、情報発信をしながら、ふるさと納税のPRに努めていくというような方向で考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さんは、このふるさと納税の天栄村のパフレットというのは見たことがありますか。

〔「あります」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） ありますね。これ実は、前の伊藤課長と私で作ったんですね、これを作ったとき間違っていたのは、ポイント制にしたことです。分かりにくい。そして、今回のふるさと納税のパフレットは見ましたか。今度は分かりやすい。

でも、これ例えば大吟醸が3万円で1本では、これは高過ぎますよ、1本1万円の大吟醸になるわけですから。ここにやっぱりしょうゆとかおみそとかセットにしてくれないと。30%まででしょう。大吟醸1万では高いと思いますよ。ここにみそ・しょうゆとかをセットに入れてやるんですよ。そうすると、ああ、ここにみそ・しょうゆがつくんだという、そういうふうな、人間というのは、やっぱりそこが細かいところなんです。だから、例えばコ



ンニャクだけでなく、そこにおみそをセットしてやったり、そういうふうにしてやっていて、この野菜の詰め合わせセットというのもありますけれども、こういうのもうまくみ合わせるんですね。

だから、例えば1万なら、大吟醸、大体7、8千円ですよ。私、何回も買ったけれども7、8千円だと思いますよ。そうするとこれ、3万で1本では、1本の大吟醸になっちゃうわけですから、そこに200円とか300円のみそとか、少し4、5百円オーバーしてもみそ、しょうゆをつけるとか、そこにまんじゅうをつけるとか、いろいろお菓子つけるとか、いろいろなそういう方法を研究して、実際にこのパンフレットを前に作ったときには、天栄村にはゴルフ場もあるしスキー場もあるし旅館もあるし、今の米もあるし、リンゴもジュースも全部あるから、そういうのをひっくるめてやって作ったんですけれども。

結局は、私が言いたいのは、とにかく魅力のある村にするには、やっぱり高いなと思われちゃ駄目ですよ。そして、天栄村の出身の人ばかりじゃなくて、よその人も、何か聞いたところによると、天栄村出身よりも村外出身の方のほうが多いと聞いたんですけれども、その辺は村長はどのように考えていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

インターネットを通じての申込みになるものですから、ゆかりのある方というよりも、村外の方々、今、議員がおっしゃったように、どんなものがあるかと、そのお得感を感じて申込みする方がやっぱり多くおります。

それ以外にも、あとはどういった使い方をしているのかと。このふるさと納税をして、どういう使い方をするのか。そういう方もいますので、そこで魅力ある村の取組、あとは魅力のあるような、今言ったようにセットの商品等を載せるのが効果があるのかと思っておりますので。私も内容については、そのように村外の方々が多いというようなことで認識しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） また戻りますけれども、上士幌町の場合は、ふるさと納税に対して、ここは令和2年4月1日現在で、町税が7億5,816万円なんですよ。ところが寄附金、ふるさと納税が約12億円なんですよ、12億円を超えているんですね。歳入が91億7,410万円なんですよけれども。

ここのすごいのは、人口が増えているんですよ。なぜかという、さっき言ったように、ふるさと納税を子育て支援に使って、ふるさと納税をもらっている方々を、今度はふるさと納税の大感謝祭といって、納税をもらっている方々のところに、東京なら東京に集まって、

そういう感謝祭をやったり、地場産品をその人らに買ってもらったり。だから、天栄村でやっている村人会みたいなものですよ。そういうことをやっているんですよ。

そしてまた、ここの村の優れているところは、結局、人口が天栄村よりも前は多かっただけです、1万人ぐらいいたのかな、人口が。今は人口が一時4,000人まで下がったんですよ。それから今度ふるさと納税で、結局はふるさと納税の使い道を公表しているんですよ。上士幌町ふるさと納税の寄附金の使い方、使い道と。こういうふうには、何に使っているかということもちゃんと教えているんですよ。

それこそ、給食費なんかは全部無料化になっています。それはそうですよね、12億円もふるさと納税入っているんですから。今年度は幾らですかと聞いたら、17億6,300万円だそうです、今年のふるさと納税は。

そして、このふるさと納税担当課の山本さんに聞いたんですけども、どのようにしてふるさと納税をそこまで伸ばすようになったんですかと。やっぱり町長さんが、地元の産品をとにかく売らなくちゃ駄目だということで、そこは人間の数よりも牛の数が多いいんですよ。そしてハンバーグを作る工場を造ったり、あと牛乳とかミルクとか、そういうのを作る工場を造ったり、そして今度は販売ばかりじゃなくて、逆にそこに来たい人、天栄村なら天栄村に来たい人に対しての優遇もするということなんですよ。

このことに対して村長さんに、この上士幌町のやり方について、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員からの説明を聞かせていただいて、町長が先頭に立ってふるさと納税についての取組を進めていると。すごい金額を納めていただいて、その返礼品についても様々な工夫をしてきているというようなことで、地域経済にも波及していることが十分分かりましたが、私も今後はそういう先進事例を勉強させていただきながら、職員共々研究してまいりたいと今、思ったところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ふるさと納税で子育てしやすく住みよいまちづくり、13年ぶりに人口増ということは、ふるさと納税で子育て支援をしやすく住みやすいまちづくりをつくりましょうということを、それを村長自ら、村民の皆様にと役場の職員の皆様にそれを打ち立てて始まった仕事なんですよ。そして、2010年には5,188名いた人口が、2014年には4,884人まで減ったわけですよ。それから13年ぶりに人口が増えて5,200名ですか、人口を増やしたと。それは結局、地域活性化、ふるさと納税で子育てしやすく住みやすいまちづくりで頑張

って、13年ぶりに人口増加ということで、そういうふうに結局は町がこぞってやったということですね。その結果が、本年度のふるさと納税の収入が17億まで進んだと。前年度までは1億2,000万だったんですね。だから、こういうふうに、村長がやる気になればできるのかなと私は感心しているんですよ。

だから、実際にこれ人口も同じぐらいだし、ふるさと納税の返礼品もそんなに天栄村と変わらない。かえって天栄村のほうが、ゴルフ場はあるし温泉はあるし、天栄村のほうが優れているんですよ、ふるさと納税の返礼品とか。でも、このやり方なんですよ、村長の頭の使い方というのですか、皆さん。

そして、ここはリタイア、つまり上士幌町に帰ってきたい人とか、例えば感謝祭をやったときに、そのときに知り合いになって懇親を開いた人に、その上士幌町は村に来てもらって、そして村でも住んでもいいですよという、そういう施設も造っているんですよ。それは17億も予算があればできますよね。

だから、そのぐらいに村長が村をこぞって、天栄村の発展のためには、やっぱり婚活支援もみんなそうですけれども、結局は村長自ら音頭を取って、こういうふうに10年計画でも何年計画でもよいし、私はこのふるさと納税は一番最初から、一般質問では今日で4回目なんです。兼子村長にはけっぽられていました、軽く、お互いさまだからと言われて。やっと添田村長になって、ふるさと納税をつくって、そしてこのパンフレットまで作って、一時は8,000万までいったときには、いやこれはいいかなと思って私も喜んで、そのままにして、その間に一般質問2回ぐらいやればよかったんですけども、この前聞いてみたら、何か3,000万割っていると言ったから、もう少し村長さんに力を入れてもらって、そして先ほど言った熊本県の、これは人口4,000人ですから。

まず、上士幌町の町長のやり方について、そして現在、天栄の村長さんは、上士幌町の町長さんがやっていることに対して、村長さんの考え、どのように思っているか。今の私の質問に対して、村長さんのお言葉というのですか、考え方をお聞きして、また別に進みます。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

すばらしい先進事例というようなことでございますので、今後そういうことを学びながら、村にどう生かしていけるのかというようなことで、研究しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 本当にこれ、学んでください。

先ほどちらっと言った熊本県南小国町の高橋周二町長さんですか、このSMOというのは

何なのかと思って調べてもらったんですよ、担当課長さんに。そうしたら、これは観光協会か何か、そういうふうなあれなんですね。それを自分でSMOというのを立ち上げたということは、そして1億円の、約9,000万のふるさと納税を、2年後に10倍の9億9,000万にしたんですよ。

だから、先ほど言ったように、結局は自分の一つの知恵じゃなくて、皆さんの知恵をお借りして、さっき言ったように、旅館のおかみさんがやっている馬刺しのやつが大人気になったらいいんですよ。とにかくマスコミに取り上げられるということがあれなんですよ。

時間まだありますよね。例えば、結局は、先ほど上士幌町の場合はリターンの人を受け入れる体制を取っていると言っていますよね。天栄村だって、小・中学校を統合するわけでしょう、将来は。そうすると、そういうリターンの人のこと、小・中学校の統合したところに、そこにアパート形式にして、そこに住んでもらうということもできるんじゃないですか。

脱線してすみません。関連と言えば関連かもしれないですけども、そういうふうなふるさと納税をしてもらった人に、今度は天栄村にぜひ来てくださいと交流をして、天栄村に来てもらって、人口増にするということも考え、これ両方の、上士幌町と南小国町のやつを合体させると、こういうことも考えられるんじゃないですかということ。今度、両方のいいところを取ってやると、ああこういうこともできるんじゃないのかなということですよ。

だから、そういうふうな、いろいろなふるさと納税のいいところを組み合わせると、天栄村に合ったような、こういうふうな、例えば別荘地なんかもいっぱいあるわけですよ。まして診療所もあるし、そういうところに結局は来てもらって、病院もすぐ大丈夫ですよというようなことをすれば、天栄村に来た人が、ふるさと納税してくれる人たちが、また今度は自分の子どもたちにもそういうふうにつながっていくんじゃないですか。その辺はどのようにこれから考えていきますか。

とにかく私は、例えばこれからは自主財源だけではやっていけないと思うんですよ。これ、あまりこんなこと言いたくないんだけど、135億もふるさと納税で働いている、これは宮崎県の宮崎市だけでも、135億円ですよ。宮崎市って、たしかあそこは30万ぐらいの都市だと思いましたね。あと北海道の門別町ですか、ここも133億です。桁が違いますよ。

あと、人口7,500人の芽室町ですか、芽室じゃなくて白糠町ですか、ここなんかは人口7,500人なのに97億円のふるさと納税を、ここは魚があって、イクラが人気でどんどん、1日に2,000箱ぐらい注文来るみたいですよ、イクラのふるさと納税が。

だから、くどいようですけども、結局は今のお米屋さんはお米屋さんだけで米を売るんじゃないで、自分の金賞米とかなんかというのがありますよね、あれを自分個人で売るんじゃないで、それを村長が全部まとめて、そしてふるさと納税に入れてもらって、これだけの金額にすれば、これだけのお米、ふるさと納税で来ますと、そういうふうな方法をやったの

が、この南小国町なんです。村長自ら株式会社をつくってやっているんですよ。

だから、やる気になればそういうふうに、先ほど言ったように商工会とか旅館組合とか、あと米、ネギ組合とか、そういう方々といろいろ話し合っ、そういうことを考える気にはならないですか。答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほどの返礼品については、お米農家さん、各組合、旅館、あとは商工会等々ともいろいろ協議はしてきて、これまで進めてきて、どういう返礼品がいいのかというようなことは進めてきました。

なかなかそれがふるさと納税につながらない。今ほど議員がおっしゃったように、いかにマスコミを使うかというようなお話もいただきましたが、その魅力ある返礼品、あとはそのふるさと納税についても、この情報発信をしっかりしていくことが重要なことかなと思っておりますので、職員、そして各種団体、商工会も含めて、農家の皆さん含めて、もう一度協議しながら、より多く納税していただけるような取組をしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ちょっとこれはふるさと納税に関連するんですけども、ちょっと逸脱しますけれども、例えば小・中学校を統合しますよね。そうすると、その空いた、例えば大里小学校なり、牧本小学校なり、湯本の小学校なりは、どのようになるんですか。

私が聞きたいのは、そのときにふるさと納税にそれを対応したいから聞きたいんですけども、それは例えば村のほうで自由に区切って使うことができるとかと、その辺を聞きたいんです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

小学校の湯本小学校を除く3校の統合につきましては、その後の廃校の利活用というのは、まだこれからでございます。統合をする時期もまだ未定でございます。場所の選定をしたり、これからの学校の規模、そういったものを決めていった中で、今後の残っている廃校について、どういった活用がいいかというようなことで、こちらについても学校の統合委員会を設置して進めてきたのと同じようなことで、今度は廃校となる学校について、どのような活用の仕方がいいかというようなことで、多くの皆様方のご意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私が聞きたいのはそういうことじゃなくて、もし統合した場合には、その統合した牧本小学校なり広戸小学校はどのように、それは村が自由に使えるんですか、できないんですかという、そういうことを聞いているんですよ。

あと、いつ小学校ができるか分からないから、そんなこと聞いているんじゃないんですよ。もしやる気だったら、1つの小学校に集めることもできるわけですから、村長がやる気になれば。そして、空き中学校を、今度ふるさと納税のほうに使うということもできるわけですから。別に、何でもかんで小・中学校の統合中学校ができてから始まるんじゃないくて、その前に、牧本小学校なり広戸小学校に、1つの学校に集めることも可能なわけですから。そうすると、空き小学校が2つとか3つできるわけですから。だから、何も全部できるまでのことを言っているんじゃないんです、私は。

そういうふうになった場合にはどのように、村で自由に使うことができるんですかと。例えば、そのときには今のリターンの人たちを受け入れるようなそういう部屋を造ってあげるとか、そのときにはふるさと納税100万とか200万納税すれば、個室で10年間、20年間ちゃんと面倒見ますとか、いろいろな次々の発案が出てくるでしょう。じゃ、そこに今度は働く人もできるでしょう。

だから、それをやった場合には、次はどういうことを考えるか、それをやった場合にはどういうことを考えるかということを考えるのが村長さんの仕事じゃないのか、村の活性化のために。

やっぱり、それはできてからとか、そうじゃなくて、その前にこのように進んでいく、このように考えていくということ、それは皆さんと相談してとか、皆さんと相談したのでは、いつまでも進まないんじゃないですか。やっぱり村長さんが、自ら自分の案を持って、こういう村にしたいんだとか、こういうふうにしたいんだというから、こういうところはふるさと納税がここにどンドンと進んでいるんじゃないですか。

だから、村長さんが、皆さんの意見を聞いて、皆さんでまとめて、それによってやっていきますと、それでは添田村長さんのリーダーシップにはならないですよ。やっぱり自分の考えを持って行って、そしてまだまだ若いんですもの、この天栄村をそれこそ日本一の住みよい天栄村にするぐらいの覚悟を持ってやってもらいたいですけれども、答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、この学校のあり方検討委員会というもの立ち上げまして、現状を見て、小学校3校は統合したほうが良いと。中学校については、湯本中学校が天栄中学校に来て進めるやり方が良いというようなことをご提案をいただき、その後、統合委員会ができまして、そのなか

ら、アンケートの結果、役場周辺、あとは中学校の近く、幼稚園の近くというようなことでお話をいただきました。

そこで、廃校はどういった活用をしていくのかというようなことでの話もいただきました。それについては、まずは学校の統合委員会の中である程度の方向性、ある程度いつ頃というような目安をつけた中での廃校の利用、跡地の利用というようなことで、まだそこまで現在行っていないところではございますが、今後、このコロナ禍でちょっと足踏み状態ではございましたが、大分収束、新たな株も出ておりますが、それを見ながら、次のステップに進んでいきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 分かりました。

とにかく村長さん、やっぱり天栄村を、お子さんも、そして天栄村の未婚の方も、前に質問したときには500人ぐらいいたみたいですから。最近、婚活支援のことも一般質問やっていないですけども、だからとにかく住みよい村にするにはどうすればいいか。村長さんの言うとおりの、検討委員会とかそういうのも確かにそれはすばらしいでしょう、それはそれで。

でも、やっぱり村長さんのリーダーシップをもってやれば、こんなに、9,000万から10億までのふるさと納税を2年間でこれほどぐんと上げるような町長さんもいるということも、実際にいるんですから。それもたまたま人口も天栄村とちょうど同じぐらいの人口だから。だからこれが10万人も20万人もいるところと比べたのでは、これは村長さんに申し訳ないから、大体同じぐらいの上士幌町と南小国町、大体片方が5,000人ぐらい、こちらは4,000人ぐらいの同じぐらいの人口だから、そのふるさと納税としては天栄村のほうが勝っているんですよ、いろいろ返礼品は、よその市町村に。

それをどのように活用して、どのように組み合わせして、そして皆さんにどのように天栄村を知ってもらおうかということも、村長さんのアピールでもあるし、まだ2,000万円ぐらいでは、ふるさと納税大感謝祭をするまでの資金はないだろうけれども、もし村人会のときに、そういうふるさと納税をしている人も一緒に来てもらって、そうやる方法もあると思いますよ。村人会だけじゃなくて、関東圏の人たちにもふるさと納税をしている人たちにも村人会に交ざってもらおうとか、そういう方法は幾らでもあると思いますよ。そして、また天栄村に、こういうのをやるから、これどうですか、体験で来てくださいと。そして移住した場合、例えばタイアの場合も考えていますとかと。

それは急にはできないけれども、やっぱりそういうときには、今、言ったように、小・中学校の空き校舎を使うように、自分なりに完全にできる前にそういうことを、前に前に、先々に考えていって、一日でも天栄村が子どもの給食費も無料になるように、こちらのことを応援しているわけではないけれども、天栄村のお子さんがそういうふうに健やかに過ごせ

るように、村長さんに頑張ってもらいたいと思います。

とにかく日本一の村になるんだという考えで、一生懸命頑張ってください。よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

皆さんに申し上げます。

明日、あさっては休会となります。また、10日金曜日、午後1時より開会いたしますので、時間を間違えないようお願いいたします。

次に、議員の皆様に申し上げます。

明日の本会議は休会ですが、午前10時から全員協議会を、その後、総務常任委員会、産業建設常任委員会、広報常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時20分)



1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和3年12月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年12月10日（金曜日）午後1時開議

- 日程第 1 議案第 1 号 天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第 5 議案第 5 号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 6 号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 7 号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 8 号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 9 号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第11 各委員会閉会中の継続審査申出
- 日程第12 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第12号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について  
招集者あいさつ

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1 番	北 畠	正 君	2 番	円 谷	要 君
3 番	大 浦	トキ子 君	4 番	小 山	克彦 君
5 番	廣 瀬	和 吉 君	6 番	揚 妻	一 男 君
7 番	渡 部	勉 君	8 番	熊 田	喜 八 君
9 番	大 須 賀	溪 仁 君	10 番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	内山晴路君
企画政策 課長	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民福祉 課長	小山富美夫君	産業課長	黒澤伸一君
建設課長	櫻井幸治君	湯支所 本長	星裕治君
教育課長	関根文則君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	北畠さつき	書記	石井大輔
書記	森		歩

---

### ◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第1号 天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

[税務課長 塚目弘昭君登壇]

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第1号 天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の制定について。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例。

(趣旨)

第1条、この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第75条第1項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下「提出特定事業活動振興計画」という。）に基づき特定事業活動を実施する事業者が、次条に規定する特定事業活動施設等を新設又は増設した場合の固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条、村内において、法第74条第3項の規定による提出特定事業活動振興計画を提出した日（以下「提出日」という。）から令和8年3月31日までの間に、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

(平成25年総務省令第49号。以下この条において「省令」という。)第3条第1号に規定する特定事業活動施設等(以下「特定事業活動施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第75条の2の指定を受けた者に限る。)に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

(適用)

第3条、前条又は天栄村税特別措置条例(昭和58年条例第24号)第3条の規定による固定資産税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか1の規定を適用する。

(課税免除の申請)

第4条、第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする固定資産税の納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに、規則で定める様式による課税免除申請書を村長に提出しなければならない。

(規則への委任)

第5条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2項、この条例の規定は、提出日以降この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に村内において、特定事業活動施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。

第3項、前項の規定の適用を受ける者に課された、又は課されるべきであった固定資産税については、第4条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して60日を経過した日とする。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例の制定の趣旨につきましては、福島復興再生特別措置法の規定により、特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する特定事業活動施設等を新設等した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

第2条の課税免除におきましては、内閣総理大臣に特定事業活動振興計画を提出した日か

ら令和8年3月31日までの間に特定事業活動施設等を新設等した者に対して、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を課することとなった年度から5か年度分のものに限り、当該固定資産税を免除するものであります。

第3条につきましては、天栄村税特別措置条例の課税免除との重複選択ができない規定であります。

第4条につきましては、課税免除の申請期限日及び申請様式の規定であります。

附則、施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

経過措置につきましては、提出日以降、施行日前日までの間に村内において特定事業活動施設等を新設等した者についても適用するものであります。

なお、課税免除の申請期限は、施行日から起算して60日を経過した日とするものであります。

この条例は、県の復興関連税制の適用対象地域等が令和2年度末で見直しがされ、復興特区法税制が、県内全域から、沿岸部の浜通り地域等、15市町村に重点化されたことから、福島特措法制度の風評税制が県内全域として新設されたものであります。

県内において、放射性物質による汚染の有無、またはその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客数の低迷等の特定風評被害で、その経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業開拓、事業再生による新たな事業の開始、または収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資、その他の事業活動等の特定事業活動をする場合、課税の特例を受けることができるものであります。

村の税制による措置としましては、特定事業活動の用に供する設備投資に対する固定資産税が課される年度から5年間に限り、固定資産税が課税免除されます。

固定資産税の減収分については、国により減収補填が行われることとなります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第2号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第2号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和58年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に、「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「第26条」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村税特別措置条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第3条の地域経済牽引事業促進区域における課税免除の一部改正に伴う改正でございます。

改正点につきましては、お手元の資料、1ページをご覧ください。

第3条の課税免除における基本計画の同意日を、令和5年3月31日まで、2年間の期限延長がされるものであります。

また、対象施設の設置期限が令和5年3月31日までと設定されるものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第3号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 6ページをお願いいたします。

議案第3号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

7ページをお願いいたします。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。



目次中「第3節、特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節、特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）、第4章、雑則（第53条）」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章、雑則。

（電磁的記録等）

第53条、特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2項、特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

1号、電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの。

イ、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。

ロ、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルにその旨を記録する方法)。

2号、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法。

3項、前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4項、特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

1号、第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの。

2号、ファイルへの記録の方式。

5項、前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6項、第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由を説明いたします。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者が作成や保存している文書等を電磁的記録、つまりデータにより記録保存等も可能とし、また保育所等と保護者の間で書面等で実施していた手続に関しましても、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加したものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の2ページのほうをご覧いただきたいと思っております。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

上の表が改定案、下の表が現行でございます。

まず、目次に新たな章、第4章、雑則を加えました。

次に、現行の第5条第2項から第6項まで及び次のページ、3ページでございますが、3ページの第38条第2項を削除いたしました。これは、内容及び手続の説明及び同意に関して、データでのやり取りも可能としている条文でございますが、これを3ページの上段の第4章、雑則、第53条にまとめて追加したものでございます。

次に、3ページの上段でございますが、第4章、雑則、第53条を今回、加えたところでございますが、先ほどご説明した内容に加えまして、第53条第1項に、書面等により行うことが規定されていたものをデータにより行うことができることを追加したものであり、これによりまして、記録や保存等を、書面だけでなく、データにより行えることを可能とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第4号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 11ページをお願いいたします。

議案第4号 工事請負契約の一部変更について。

令和3年6月10日議会の議決を受けた小川区仮置場原状回復工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「5,027万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、457万円」を「5,506万500円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、500万5,500円」に改める。

提案理由についてご説明申し上げます。

お手元の議案第4号説明資料によりご説明申し上げます。

令和3年6月定例会におきまして議決をいただきました小川区仮置場原状回復工事において、契約の一部を変更するものでございます。

6ページでございますが、こちらは工事請負変更仮契約書でございます。

このたび、第2条、工事請負代金の額、479万500円を新たに増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは変更請負額調書でございます。変更請負額を算出する調書でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは位置図でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは平面図でございまして、着色している部分が今回の変更箇所でございます。

変更の主な内容でございますが、図面の中央、着色部分に地盤の保護層として敷いてある遮水シートにおいて、長年にわたり地中に埋まっていたこともあり、水分を含み、体積が増えたことから、処分量における数量が増加したことです。地力回復において、畑の原状回復に際

し購入した黒土の成分分析を行い、この結果について須賀川農業普及所に助言をいただいた結果、施肥の種類に変更が生じたこと。また、図面の左側にある台形の着色部分につきましては村道からの乗り入れ口となりますが、畑への進入路と高低差が生じてしまうため、安全性や利便性を考慮して、アスファルト部分を取り壊し、フラットに乗り入れができるようにするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第5号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第5号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,170万5,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ50億991万4,000円とする。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

16ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正についてご説明申し上げます。

今回の変更点でございますが、消防自動車購入事業、限度額1,730万円から1,610万円に。確定によるものでございます。

防災備蓄倉庫整備事業、限度額5,510万円から5,890万円。こちらは事業費の増額に伴うものでございます。

緊急浚渫推進事業、限度額6,380万円から6,920万円に。こちらも増額によるものでございます。

これらをそれぞれ変更しまして、合計1億3,620万円から1億4,420万円に変更するものがあります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はありません。

地方債補正につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、14款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金、補正額7万8,000円。管外保育所入所者の増加による負担金の増によるものでございます。

15款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料、補正額2,000円。ホームヘルパー派遣者の増加による手数料の増によるものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額184万1,000円。障害児施設の利用増加及び管外保育所入所者の増加に伴う増額でございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額1,187万1,000円。3回目の新型コロナワクチン接種に係る対策費負担金を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額749万6,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新規に復興庁所管の風評被害対策に係る地域情報発信交付金を見込んでおります。

2目民生費国庫補助金、補正額4,234万9,000円。後期高齢者医療保険者インセンティブ交付金、児童手当制度改正に伴うシステム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金、また国の新たな経済対策で行われる18歳以下への5万円の給付金として、子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金を見込んでおります。

3目衛生費国庫補助金、補正額1,592万円。3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金及び新型コロナウイルス感染拡大防止継続支援補助金を見込んでおります。

5目土木費国庫補助金、補正額178万2,000円。子どもたちの通学路における安全確保対策を行うため、社会資本整備総合交付金を見込んでおります。

6目教育費国庫補助金、補正額80万円。学校等における新型コロナウイルス感染症対策資材購入補助としまして、学校保健特別対策事業費補助金及び教育支援体制整備事業費補助金を見込んでおります。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額73万3,000円。障害児施設の利用増加に伴う障害児施設措置費（給付費）負担金52万5,000円及び管外保育所入所者の増加に伴う施設型給付費県費負担金20万8,000円の計上でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額32万円。ひとり親家庭医療費助成事業補助金7万4,000円及び保育所利用者増加に伴い、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金24万6,000円を計上しております。

4目農林水産業費県補助金、補正額30万8,000円。農林水産省サーバーへの水田データの移行経費としまして経営所得安定対策等推進事業補助金88万円及びイノシシの捕獲数の減少によるイノシシ捕獲管理事業補助金57万2,000円の減でございます。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額2万3,000円。7目民生費委託金、補正額1万1,000円。ともに事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄付金、補正額200万円。がんばれ天栄応援寄附金の増加を見込んでおります。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4,200万円でございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額75万円。羽鳥湖畔オートキャンプ場の合併浄化槽のブロー交換に伴い、全国浄化槽団体連合会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を見込んでおります。

3目過年度収入、補正額542万1,000円。こちらにつきましては、前年度事業に係る国及び県の負担金等精算によるものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額260万円。2節消防自動車購入事業債につきましては、額の確定によるものでございます。3節緊急防災減災事業債につきましては、新型コロナの影響により、資材費等の高騰に伴う増額でございます。

2目土木債、補正額540万円。竜田川の浚渫工事の増額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、今回の補正のうち、3節の職員手当等につきましては、11月の給与条例改正に伴う所要額の減額でございますので、それぞれの目における説明については割愛させていただきたいと思っております。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額41万7,000円の減。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額80万円の減。

5目財産管理費、補正額312万8,000円。10節、施設修繕費に36万7,000円。こちらは、防火シャッターや誘導灯など、消防設備の修繕費用でございます。14節、役場庁舎冷暖房設備改修工事請負費276万1,000円。こちらにつきましては、庁舎へ外気を取り込むための3階の換気設備の追加費用の計上のほか、旧空調機械室のダクトに一部アスベストを含む資材が使用されておりましたことから、除去費用を新たに計上しております。

6目企画費、補正額288万7,000円。12節と13節でございますが、現在、村の情報発信に使用しているLINEの機能強化を図るため、情報発信アプリケーション構築業務委託料と使用料を計上しております。また、福島県自治体情報セキュリティクラウドシステムの更改に伴うシステム移行が生じるため、セキュリティクラウド次期システム移行業務委託料を計上しております。

7目支所及び出張所費、補正額17万円の減。

10目ふるさと納税費、補正額300万円。ふるさと納税の利用拡充を図るため、ポータルサイトの新規追加及び利用開始に伴う決済手数料、運用委託料を計上しております。24節では、寄附金の増額を見込んでおります。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額40万円の減。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額10万円の減。

次のページをお願いいたします。

5項統計調査費、2目総務統計費、補正額2万5,000円。事業費確定に伴い計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額20万2,000円の減。19節、ひとり親家庭医療費助成事業14万8,000円。

2目老人福祉費、補正額156万4,000円の減。7節から13節につきましては、新型コロナウイルスによる感染防止のため、敬老会の中止に伴う減額。27節は、介護事業所台帳システム使用料が新たに生じることから、介護保険特別会計繰出金16万5,000円を計上しております。

3目老人福祉施設費、補正額106万2,000円。10節、施設修繕では、高齢者コミュニティーセンターの自動火災報知器の修繕費27万5,000円。13節、公衆無線LANの使用に伴い、使用料4万4,000円。14節工事請負費74万3,000円、こちらにつきましては、高齢者コミュニテ



ィーセンターのバリアフリー化を図るため、高齢者コミュニティーセンター改修工事請負費34万7,000円を計上しております。また、老人福祉センター防犯カメラ設置工事請負費としまして、39万6,000円を計上しております。

5目障害対策費、補正額210万円。障害児施設の利用者の増加に伴う計上でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額279万3,000円。10節及び13節につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。18節、保育所利用者の増加に伴う子育て支援保育料負担軽減補助金24万6,000円。管外保育所入所者の増加に伴う保育施設への給付費としまして、施設型給付費310万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2目児童措置費、補正額70万円。児童手当制度改正に伴い、システム改修委託料を計上しております。

3目保育所施設費、補正額177万7,000円。1節及び3節、保育士の増員に伴う会計年度任用職員報酬124万1,000円及び会計年度任用職員手当15万2,000円を計上しております。また、14節、保育所の防犯のため、外灯設置工事請負費50万円を計上しております。

6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額4,127万9,000円。国の新たな経済対策で行われます18歳以下への5万円の給付金給付に要する事務費など、そうしまして12節、電算委託料271万7,000円、18節、子育て世帯臨時特別給付金等を計上しております。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額8万円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額20万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

18節、地方交付税確定によります公立岩瀬病院周産期負担金29万2,000円の減。また、産婦人科の収益減によります公立岩瀬病院出資金同額分42万6,000円を計上しております。

2目予防費、補正額2,327万5,000円。3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る体制整備、会場運営費などや、2回目接種の減額見込みなどを計上しております。7節、医療従事者等の報酬としまして1,292万4,000円。10節、消耗品費333万3,000円。12節、接種券印刷封入業務などの接種体制確保事業委託料188万円。13節、空調機器賃借料500万円などを計上しております。

次のページをお願いいたします。

3目環境衛生費、補正額5万円。給与改正等に伴う国保（診療施設勘定）特別会計繰出金の計上であります。

4目健康増進事業費、補正額7万円。見込み増によるものでございます。

5目保健センター施設費、補正額58万3,000円。10節、浴室のシャワー修繕としまして、修繕費52万8,000円を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額10万7,000円。中郷地区のリサイクルハウスの修繕費を計上しております。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額9万2,000円の減。給与改正等に伴い、天栄村水道事業会計繰出金を計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額35万円の減。

3目農業振興費、補正額287万3,000円。12節、てんえいふるさと公園駐車場舗装設計業務委託料36万3,000円。14節、老朽化しました合併処理浄化槽のフロア更新としまして、羽鳥湖畔オートキャンプ場施設修繕工事請負費165万円。18節、小川地区の水道橋の補修として、土地改良施設維持管理適正化事業補助金86万円を計上しております。

5目農業施設費、補正額6万円の減。給与改正等に伴いまして、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額計上しております。

6目水利施設管理費、補正額6万円の減。

7目国土調査費、補正額12万円の減。

8目水田農業構造改革対策費、補正額860万4,000円。18節、水田データの農林水産省のサーバーへの移行経費としまして、経営所得安定対策等推進事業補助金としまして88万円。令和3年産米の米価下落対策に係る営農支援としまして、水稻種子購入助成金772万4,000円を計上しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額40万円。大型特殊免許取得費用補助金の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2項林業費、1目林業総務費、補正額176万1,000円。7節、鳥獣被害等パトロールの回数増加に伴う報償の増額。また、10節、光熱水費、11節、通信運搬費、12節、湯本スキー場リフト点検委託料につきましては、湯本スキー場営業見送りなどに伴う減額でございます。18節、営業を見送りました湯本スキー場の施設維持管理経費のため、負担金96万4,000円を計上しております。また、狩猟期での見込み捕獲頭数の減に伴い、イノシシ捕獲管理事業補助金101万2,000円の減額としたものを、有害期での捕獲頭数の増加見込みに伴い、天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金101万2,000円として組替えをしまして、また、新たに狩猟期でのニホンジカの捕獲推進を図るため、ニホンジカ捕獲管理事業補助金115万円を計上しております。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額875万円。新たに復興庁所管の風評被害対策に係る地域情報発信交付金事業としまして、8節から11節までは、風評払拭イベント参加に係る経費や魅力向上、発信のためのパンフレット作成など。12節では、デジタルコンテンツ発信のための業務委託費用などを計上しております。

4目地域開発費、補正額40万6,000円。地域おこし協力隊活動費に要する計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額5万円の減。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額2,500万円。除雪費の計上でございます。

2目道路新設改良費、補正額345万円。14節、通学路緊急合同点検において要対策とされました箇所安全確保対策を図るため、通学路交通安全対策工事請負費350万円を計上しております。

3項河川費、1目河川費、補正額608万8,000円。竜田川の緊急浚渫推進事業工事請負費の事業費増加見込みにより増額計上しております。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額182万3,000円。1節、8節、10節、食糧費、13節、使用料につきましては、報酬額の確定及び消防行事中止に伴う減額でございます。12節につきましては、事業費確定による防災備蓄倉庫地質調査委託料67万9,000円の減。14節、防災備蓄倉庫整備事業の実施設計の積算中ではございますが、現在、建設資材が高騰しておりまして、設計額が増加見込みであるため、工事請負費481万2,000円を増額計上しております。

3目消防施設費、補正額132万円の減。消防ポンプ自動車購入費の確定による計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額11万円の減。10節及び17節につきましては、学校保健特別対策事業費補助金を活用した、学校等における新型コロナウイルス感染症対策資材購入費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

18節、一人暮らし高校生生活支援金につきましては、事業費確定により40万円の減額計上をしております。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額54万9,000円。10節、小学校施設の修繕費16万円及び14節工事請負費としまして広戸小学校外灯設置工事10万3,000円、大里小学校給食搬入口改修工事28万6,000円を計上しております。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額244万3,000円。10節、中学校施設の修繕費36万8,000円及び14節工事請負費としまして天栄中学校給食搬入口改修工事60万円を計上しております。17節、施設備品購入費としまして、天栄中学校体育館で使用している音響設備の更新費用116万1,000円を計上しております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額91万5,000円。10節の消耗品では、教育支援体制整備事業費補助金を活用した新型コロナウイルス感染症対策資材購入としまして102万7,000円

を計上しております。また、14節では、駐車場の排水路改修のため、天栄幼稚園駐車場排水設備改修工事請負費37万7,000円を計上しております。

5項社会教育費、3目湯本公民館費、補正額2万5,000円の減。事業費の確定による計上でございます。

次のページをお願いいたします。

4目文化財保護費、補正額7万円。吉祥院のしだれ桜の伐採等の費用に要する補助としまして、天栄村文化財保存事業費補助金を計上しております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額166万1,000円。スキーリゾート天栄の運営休止に伴いまして、グランディ羽鳥湖スキーリゾートのリフト券助成対象者を、保護者から全村民に対象者を拡大するため増額計上したものでございます。

2目湯本保健体育費、補正額36万8,000円の減。湯本公民館事業費の確定による減額計上でございます。

3目学校給食センター費、補正額12万7,000円。10節、11節及び26節につきましては、事業費の見込み増加に伴う計上でございます。また、12節につきましては、業務委託の確定に伴い、給食業務委託料65万円の減額を計上しております。

4目天栄体育施設費、補正額130万円。10節、屋内スポーツ運動場の空調設備整備に伴う電気料の見込額40万円。14節、老朽化した屋内運動場の駐車場の解体費用としまして、工事請負費90万円を計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額85万7,000円の減。

以上で説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 会議の途中でございますが、暫時休議いたします。

2時10分まで。

(午後 1時55分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時10分)

---

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 32ページ、大ざっぱな説明でちょっと分からなかった点があるんですけども、湯本スキー場の管理負担金96万4,000円の中身、ちょっともう少し詳しく教えてもらえませんか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

湯本のスキー場の休止に伴いまして、従来、指定管理をしておったところなんですが、指定管理で、一応、半年間9月分まで指定管理を見送ってきたわけなんですけど、最終的に今シーズンの営業を行わないというようなことで、本来であれば電気代であったり、電話料であったり、それからスキー場で払っているいろいろな負担金であったり、そういったもの、本来うちのほうが払わなければならなかったんですけども、そちらがなかなか事務的なものも煩雑になることと、契約を要するものであったためにその契約を更新せずに、一旦、振興公社さんのほうに立替え払いをしていただいた内容をまとめて3月までにお支払いするというような形で、今回このような金額を上げさせていただいているところでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 内容的には、開発公社のほうで去年の1年分の立替えるというような形だったという話なんですけれども、この96万4,000円の内訳分かりますか、人件費がこれにどのくらいかかっているか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

大きなものだけ申し上げます。まず、電気料として約58万円、それから電話料として約9万円、それから索道協会等の負担金として約5万円、アルソックの委託料として約15万円というようなことで上げさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） ということは、開発公社さんのほうに立て替えてもらった96万4,000円は、人件費はあくまでもアルソック分ということなんですか。全額15万円のアルソック委託料というのが人件費というか、意味は。ただ、開発公社の方が携わった人件費はあるかないかということを確認、それを聞く。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。振興公社さんの部分の関わった人件費というのはございません。アルソックというのは、あくまでも機械警備を委託する委託料の部分の立替え払いをしていただいたものでございます。ですから、あくまでも実費でかかった部分の実費を村で負担するというところでございます。

〔「3月」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 3月までを見ていただいているということに。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） あくまでも、それ結局、助成金がない中での立替え分という形で、これは補正で上がったわけなんでしょうけれども、アルソック分は、これは1年契約の中でやっているのかな、契約というのはあくまでも。あとは、あくまでもこの管理費というのは施設だけの管理費か。リフトは、これ委託料は減額になっていますから、多分リフトはあまりやっていないんだろうと思うんですけども、あくまでもスキー場の建物、施設の管理委託だけではないの。では、そここのところ、ちょっともう一度お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、アルソックに関しては、従来、冬期間の営業に係る部分の機械警備というようなことで、冬期間から3月までというようなことでございます。

また、今ほどお話のありました、あくまでも施設管理に対する管理料の支払いではなくて、かかっていた電気代であったり、電話料であったり、それからいわゆる索道協会の負担金であったり、本来であれば指定管理をしない部分から村で持たなければならなかったもの、これを精算して、年度末に支払わせていただくというようなことでございますので、決して管理をお願いしていた分のお金ではないというようなことで、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 内容的には分かりました。建物がある以上は経費はかかりますし、もう冬期間だけの契約であっても契約を解除していないわけですから、発生するわけですから。その訳では96万4,000円は分かります。これは今後、令和4年度のところの予算関係だから、それも組んで今度予算が上がると思うんですけども、このスキー場のやつも、やっぱりリフトの点検委託料も18万円の減額というのは、まるっきりの減額ではないですよ、18万、委託料。幾らかかかっての減額だけかというのをちょっと。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

リフトの点検委託料につきましては、営業前にリフトの安全を確認するための点検委託料でございますので、今回、営業を行わないということで全額を落としていたということで、リフトの点検委託料は別途かかっておりません。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、リフトに関しての点検は、予算は上げておいたんだけどゼロということで承知しました。

ここに、実際スキー場関連で載っていないやつもあるんですけども、前に全協で村長からも説明があったんですけども、圧雪車の処分、これ毎年毎年繰越していくと、中年齢が長くなっちゃうと金額が少なくなりますので、その処分等も含めて、これからも早急に検討していただきたい。かかった経費に対しては分かりました。

以上で私のは終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 34ページ、通学路交通安全対策工事請負費、これ場所と、どういった工事をするのか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

場所につきましては、現在予定しているところが村道の飯豊・赤坂線、沖内・久来石線でございます。こちらの通学路の外側線とかカラー舗装、あと停止線ですね、そちらのほうが消えかかっているために、整備して安全を図りたいというところで予定をしております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 1か所ということによろしいですか。

じゃ、続きまして、35ページ、防災備蓄倉庫整備工事請負費、もう少し内容を伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防災備蓄倉庫整備工事請負費の481万2,000円でございますが、こちらにつきましては、鉄骨資材、木材等、こういった市場価格が高騰したためにその分の増額費用ということで、今、積算中ではございますが、予測できる金額ということで計上しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） この481万は、あくまでも資材高騰による金額ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

資材高騰分ということで、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

- 議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。  
○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。終わります。  
○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

7番、渡部勉君。

- 7番（渡部 勉君） 27ページの民生費の中の負担金、補助及び交付金で、子育て世帯臨時特別給付金ですか、これ例の、先ほどのあれだと5万というふうな話ししましたが、10万一括とか、そういう考えはないんですか。5万と、あとクーポン券という形でやる計画でしょうか、天栄村の場合は。

- 議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

- 参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

27ページ、18節子育て世帯臨時特別給付金でございますが、こちらは今、議員おっしゃるように、今回の政府のほうからお示しいただいております子育て世帯の給付金の5万円分でございます。760人分として計上させていただきます。

今ほど10万円の給付ということでお話がございましたが、今回こちらに計上させていただきましたのは、政府が予備費として計上していただいております5万円分でございます。今、国会のほうで審議いただいている補正予算分に関しましては、まだ国会の審議中でございます。今後そちらのほうで確定次第、また国のほうから村のほうに通知が来ると思いますので、それに基づきまして、この次にまた残りの5万円の部分は、議会のほうに上程をしていくというふうな予定でございます。

- 議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

- 7番（渡部 勉君） テレビなんかで見えていますと、大阪市ですか、みたいに国があれじゃなくて、後から補填してもらえばいいんで、各自治体が、市町村が立て替えてもう10万やっちゃうんだというふうなところもあると思うんですけども、もし10万一括でやってもいいよというふうに国の方針が決まればどうですか、その辺は。10万一括でやる考えでいますか。村長、どうでしょう。

- 議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も、当初は議員おっしゃるように、2回に分けるのであれば1回で10万というようなこととお話をしていたんですが、国のほうで、これからその残り分の5万については予算を組むというようなことですので、それを分けていかないとなかなか、それは財源の確保という意味合いでは、それが来てからというようなことで対応していきたいと考えており



ます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 了解しました。

じゃ、もう一つ伺いますが、これ今また住民課長なんで、ちょっとページ分らないんですが、いわゆるワクチンの3回目の接種のことなんですが、予定といいますか、テレビとか新聞で報道をしてみますと、なかなかぎりぎりだと、量がというふうなことなんですけれども、国からはもう3回目の準備を進めてというふうな具体的な指示が来て、何月ぐらいからというふうなことを考えておるんですか。具体的に何月から立ち上がれるのか、その辺の方針をお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほど、3回目の接種につきましてのお話しでございますが、国のほうからは、3回目接種に向けて準備を進めろということでのお話はございます。今現在におきましては、2回目の接種から8か月を超えた18歳以上の者を対象として実施をしろということでのお話でございます。

私ども、一番早く行った高齢者から今回進めさせていただきますが、今、湯本地区におきまして、6月の末日に2回目の接種ということで実施したところでございます。それから積算しますと、2月の末ですので、3月の中旬かなということでございますが、雪等のこともございまして、その辺はちょっと加味していきたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、国のほうではそれを前倒しということで、6か月ということでのお話はございますが、まだ具体的に、その指示をいただいているところではございません。ただ、村にもそういったいろいろな情報が入っておりますので、今、常態的には8か月で進めておるところでございますが、6か月になっても対応できるように準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、ご存じのようにワクチンの供給に関しまして、いまだ不透明というか、テレビ等でもございましたように、供給のところがまだ不明確ということもございまして、やはりそちらのほうを注視しながら、皆さん方には適切に、日時に関してお示しをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 天栄村はどうか分かりませんが、早いところでは医療従事者に関しては、もう始めているというところはかなりあると思うんですが、天栄村も始めて

いるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

医療従事者の接種でございますが、全国的には12月から進めているところもございます。私どもの医療機関に関しましては、今、村内に3医療機関ございますが、その医療従事者の方々は、今年でいきますと5月の中旬頃に実施をなされておりましたので、それを計算しまして、また先生方のほう3医療機関ございますが、それぞれで自分のところで接種をいただくということでございますので、1月下旬から2月にかけて医療従事者の方々、村内の医療機関の方々は接種する予定でございます。

また、村内に住んでいらっしゃる、村外の医療機関にお勤めになっていらっしゃる方は、それぞれの医療機関のほうで日程等を決めております。私どもも、そういった医療従事者に関しましては先行的に接種券等をお配りして、例えば管外の医療機関のほうでやるといった場合には、その方々に先行的に接種券等をお配りしております。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 33ページお願いします。

観光費の中の委託料761万、これちょっと額が大きいので、詳しくお願いしたいと思うんですけども、これ福島再生加速化交付金、この交付金もらってやるのかなと思うんですけども、中身ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、復興庁のほうが福島県の風評払拭、これを計画的に行うところに対して交付金を充てるというようなことで、こちらのほうで、うちの天栄村のほうでも手を挙げさせていただきます。

内容的には、事業費の2分の1、上限1,000万までが交付金の対象となりまして、また2分の1についても、震災特別交付税の措置がされるというようなことでございます。今回、うちの村では、この事業のメニューにあります、まず実際に、今どういった風評を受けているのかというようなことで、風評動向調査、こちらのほうを予算的には169万4,000円で行いたいということと、それから風評払拭をするために、デジタルコンテンツ、分かりやすい

えば、海外の方をこちらに招聘してユーチューブに載せていただいたり、またブログを書いていただいたりというデジタルコンテンツ発信事業というのがございます。こちらのほうに591万5,000円というようなことで、合計761万円を計上しております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 34ページ、消防費なんですけれども、消防団員の報酬が89万6,000円減額ということなんですけれども、これについて説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

ご質問の消防団員報酬の89万6,000円の減額の部分でございますが、まず消防行事の中止に伴いまして、出勤等、こういったものが不用となった部分とそれに伴いまして、報酬額の確定に伴う不用減ということで計上させていただいております。団員の数としましては、186人ということで計上させていただいております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 現在の村内の消防団の定数は何人で、今、実数の消防団員というのは何人ですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午後 2時36分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時38分)

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

定数は244人になります。実働が現在185名ということになります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 前から団員が非常に少ないというところで、大変悩ましいところもあるかと思うんですけれども、今現在で、例えば定数8人とか10人のところで、1人とか2人

しかいないんだとかという、そういう本当に困っているような班というのは実際あるんですか、どうですか、現状。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現在、各班に数名の団員さんがいらっしゃいまして、班によっては人数が少ないというところもございます。こういったところに関しましては、駐在員会に、こういったところ等を通しまして協力をお願いしたり、そういった取組を行っております。また、県のほうの取組の中でも、そういった消防団員の確保に関しての指導をいただきながら進めているわけではございますが、実際、消防団員が少なくなってきておりますので、そういったところの体制に関しましては、ほかの班や隣の班の協力をいただきながら活動をしているような状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 消防団の確保も大変だということで、今から数年前に支援隊でしたか、作りまして、今、支援隊は何名で、つくった頃からの増減というのはあるんでしょうか。というのは、やっぱり少なくなれば当然、支援隊、消防団OBとかに頼むというふうなことでつくったと思うんですけれども、例えば高齢になって支援隊を辞めるとか、増減があるかと思うんですけれども、その実態は今どのようなになっていますか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時42分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時44分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

支援隊の人数ということで、今現在の人数としましては86名ということで、各行政区さんのほうをお願いをしております、中には、行政区の中で任期などを取決めして、人の入れ替わりというのもあたりはしますが、基本的には86名ということで活動していただいている状況でございます。

この支援隊等に関しましては、消防団員が少なくなったところも含めてご協力をいただけるように、今後も推進していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思

います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 支援隊って私も入っているんですけども、任期ってありましたか。

というのは、今、課長の答弁ですと、定員というか、86名になっているんですけども、行政区によっては行政区の区長さんが退会する人がいたり、新しく補充する人がいたりとかというふうな話ししましたけれども、それ村では全く管理していないんですか。やっぱり幾ら支援隊といえども、村でしっかり把握して任命するとか、そういうのがなくちゃいけないんじゃないですか。

それと、もう多分5年はたっているかと思うんですけども、任期をちゃんと決めないで、入ったらずっとというのも何かおかしいと思うんですよね。しっかり5年だったら5年やって、また5年お願いしますとか、そういうふうなことで支援隊の隊員自体の自覚を促すとか、そういうことも必要ではないかと思うんですけども、その辺はどのようになっていますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

確かに、議員さんご指摘のとおり、そういった部分を把握していなかったということは大変申し訳ないというふうに考えております。

また、こういった支援隊の方々に関しましては、任命または任期、こういったものも今後検討を進めながら協議していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） やっぱり支援隊といえども、火災現場等々に行くと命に関わる行動をしますので、しっかりメンバーの把握、名前、そういうものをきちんとやるべきだと思うんですよね。今、課長が検討していきますとかと言ったけれども、それはきちっとやっていただきたいと思うんですけども、村長、それは了承していただけますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、万が一けがをしたりとかという事もありますので、公務災害等、または保険などで該当する場合とか、幾ら支援隊であっても命が属するものがございますので、そこはしっかりと対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） よろしくお願ひいたします。

それと、もう一点なんですけれども、消防団員の人にちょっと聞いたんですけれども、住所は天栄村にありながらほかに住んでいる、その人が消防団で、ほとんど夜とかいないというふうな人を洗い出すといたらおかしいんですけども、そういう人がいるのであれば、その人は消防団員としては認められないとかなんとかと。詳しいことは分からないんですけれども、その辺で消防団員の団員としての資格みたいなもの、それは何か変更とかってあるんですか。というのは、私も知っていますけれども、天栄村に住所があって消防団員で、天栄村に住んでいないという団員もいます。その辺は、今までそういう団員も多分いたと思うんですけれども、今後そういう団員は認めないとかというふうに変った点はあるんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

団員の資格につきましては以前と変わらず、議員おっしゃいますように、天栄村に住所がある方、勤務されている方など、ただ、中には村外に住んでいるという方もいらっしゃいますが、天栄村を守りたいという気持ちで活動いただいておりますので、引き続き、団員としてご協力をいただいている状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、もうずっと前からその規定に関しては、規定というか、それに関しては変わっていないということではないですか、もう一回。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

団員の資格要件としては、以前から変わっていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ関連して聞きますけれども、消防のポンプ車ありますよね、あれは何名になったならば駆けつけるとかと、今4番議員さんが言ったように、そういうふうに86名の支援隊というんですか、そういう方も一緒になって来るのか、私はよく分かりませんが、それは何名になったならば出動できると、そういう決まりが何かあったならば教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防自動車の更新につきましては、消防自動車の更新計画、こういったものに基づきまして……

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 消防自動車の更新につきましては……

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。大変失礼しました。

消防自動車と可搬ポンプの積載車、こちらにつきましては、ポンプの場合ですと4名、可搬のほうですと3名ということで出動をいただいています。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、4名にならないと出動できないというときもあるということですね。結局は働いていたりなんかして、4名集まらなないと出動できない分団、第1分団だ、第2分団と分かれています、そういう分団もあるということですね。

あと、鏡石は、天栄村よりも消防団員が少ないんですけれども、これは市町村で何名とか、そういうのは決まっているんですか。何か鏡石は、天栄村より大分人数が少ないんですけれども、鏡石の消防団員数は。たしか、天栄村よりも4、50名、鏡石のほうが団員が少ないと思っているんですけれども、それは地域の問題なんですか。それとも、人数でなくて地域の問題なんですか、その辺は。湯本があるからか。でも、湯本に3つ、4つあるわけじゃないですものね。湯本は何か所あるんですか、支所もあるし。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

天栄村と鏡石町で、人数に開きがあるというふうなことでございますが、天栄村の場合ですと、面積が広いということの要件もございまして、条例のほうで定めているということもございまして、そのような人数になっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 面積で、天栄村の消防団の人数が多いということなんですか。

私が大山団地に来たときに、4年後ですか、大山行政区ができて。やっぱり、そのときに54所帯ぐらいありましたので、消防団をつくるということで、消防団を15名ほど推薦して、そして村のほうに消防団の申請をしたんですよ。そしたら、ポンプは消防署のほうから配置されるけれども、車庫というんですか、あれは半分が村で持って、半分が行政区負担ですか

らと言われたんですけれども、そのために今、大山団地も消防費というのを積立てやっておるんです。なかなかたまらないんですけれども、10万ぐらいずつでは。

でも、これは今でも変わらないんですか、消防の車庫というんですか、屯所というんですか、その補助金というのは今は幾らぐらいかかるんですか。例えば、その当時は、たしか大里地区の屯所を造ったときに700万の行政区負担と記憶にありますけれども、今は消防の屯所を造る場合にはどのぐらいの金額がかかって、地域の負担は幾らなんだか、その辺詳しく説明してもらいます。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 2時58分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時09分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 大変時間をお取りいただきまして、ありがとうございました。

先ほどの消防施設の屯所というふうなことでのご質問でございますが、お答えいたします。

1平米当たりの建築単価としまして、上限が7万6,000円を限度としておりまして、小型動力ポンプの積載車の場合ですと、25平米までということになりますので190万円。その2分の1ということになりますので95万円が補助分とそれ以外が持ち出し分というふうなことになります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の説明では、何、190万で屯所が建つという、そういう説明なの。

私の聞いているのは、消防車のほうは消防のほうから寄贈されますけれども、消防ポンプを入れる、結局は車庫ですね。それは行政区で半分してくださいと言われたんですけれども、それが190万でできるという、そういう答弁なのか。私、その当時に、ちょうど区長のときに、大里だと思えますけれども、そのときに、たしか700万とか何かかかったと聞いたんですけれども。そんな190万でこれ屯所できますか、ポンプ車入るだけの車庫が。私の聞いているのは、ポンプ車を入れる車庫の割合は村のほうで幾ら持って、そのときたしか半々だと思っていたの。50%が行政区の、村のほうで50%負担で、そしてお金がないので、大山団地は結局、消防積立金というのが始まったんですけれども。だから、その内容を聞いたかったんですよ。今の答弁では190万で何か建つような話ですけれども、それで95万だと大丈夫み



たいなこと言っていますけれども、その辺ちょっと分かるように説明してください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

説明不足で大変失礼いたしました。先ほど申し上げましたのは、消防施設ではございますが、屯所は含みませんので、車両を入れる車庫のみというふうなことでございますので、限度額が先ほどの額になるということになります。それ以上のものにつきましては、各行政区さんでご負担いただくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、最近その施設としましては、ある行政区さんのほうで建てられました車庫がございしますが、こちらが26.5平米、337万7,000円ほどかかっております。補助対象事業費としまして337万7,000円、補助対象事業費の先ほどの限度額190万、補助対象事業費95万円、その行政区さんの負担としましては242万7,000円ほど負担しているということになりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 熊田議員に申し上げます。今、補正予算の審議中なものですから、関係外なものですから、直接、総務課長にお話を聞いてください。お願いします。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 分かりました。議長のほうに、時間があるから聞いてもいいと言われたから聞いたのですけれども。たまたま私も今消防議員やっているもので、それに関連して、いろいろ知たかったことを聞いただけのことであって、分かりました。後で総務課長のほうから、今の質疑に対して分かりやすく、ちゃんと文書にしたほうがいいです。そして、例えば337万7,000円が何で240万円になるんだか、行政区の割合は幾らなんだかと。あくまでも車庫なら車庫なのか、そこに部屋を造った場合には別だとかと、そういうふうによその行政区の建てた屯所の例なんかを参考にして返答をもらえれば、ありがたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第6号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 40ページをお願いいたします。

議案第6号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和3年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億457万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,946万円とする。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額80万円の増、こちらは県から交付される保険給付費に係る普通交付金でございますが、歳出での一般被保険者療養費が増加する見込みのため、その財源として、この県交付金80万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費、補正額80万円の増、こちらは一般の国保被保険者の療養費、これは柔道整復や補装具及びはり、きゅう等の費用か

ら一部負担金を除いた医療費でございますが、先ほど申し上げましたように、給付予定額が増加したため、補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額6万9,000円の増、こちらは令和2年度において交付された特別交付金の精算返納金でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額6万9,000円の減、こちらは特別交付金の精算返納金分を予備費から補正するものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

診療施設勘定。

歳入。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額5万円の増でございます。こちらにつきましては、国から交付される新型コロナウイルス感染拡大防止継続支援補助金分の一般会計からの繰入金でございます。この補助金は医療機関が診療行為を行う上で、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を継続して実施するために、必要な医療器具等を整備する際に交付される補助金でございます。当診療所ではこの補助金を利用して、今回の歳出に計上している医療器具を整備する予定でございます。

続きまして、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額9万円の増でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額6万3,000円の増でございます。こちらにつきましては、11節役務費におきまして9万3,000円を計上いたしておりますが、診療所内の光回線による通信費の増額をお願いするものでございます。

続きまして、2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額11万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、歳入で説明させていただきました新型コロナウイルス感染拡大防止継続支援補助金を活用しまして、診療に必要な血圧計等を購入する予定でございます。

続きまして、3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額11万8,000円の減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第7号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案書の47ページをお開きください。

議案第7号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額5,900万5,000円のうちで歳出を補正する。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお開きください。

事項別明細書によりご説明いたします。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。

12節委託料につきましては、ハイテク大山工業団地内に新たな企業を迎えるに当たりまして、用地の登記委託料114万2,000円を計上しております。また、14節工事請負費につきましては、同団地内の駐車場造成工事の請け差を減額しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第8号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 49ページをお願いいたします。

議案第8号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,075万1,000円とする。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

51ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額6万円の減、給与改定に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額6万円の減、給与改定に伴

い3節職員手当等の減額でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第9号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 52ページをお願いいたします。

議案第9号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和3年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ6億8,606万1,000円とする。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

54ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額16万5,000円の増でございます。こちらは介護保険事業に要する経費のうち、事務費に要する経費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額16万5,000円の増でございます。こちらは13節使用料及び賃借料におきまして、介護事業所台帳管理システム使用料として計上させていただきました。これは、今まで県において行っておりました地域密着型の通所介護やグループホームなど、村が指定する比較的小規模な介護事業所のデータの管理を令和4年4月から市町村において行うこととなったため、その台帳の管理システムを導入して使用するための経費でございます。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、8目居宅介護住宅改修費、補正額13万6,000円の減でございます。こちらは、要介護の方の自宅での小規模改修に対して補助する経費でございますが、執行予定額が予算額を下回る見込みのため減額するものでございます。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額210万円の増でございます。こちらは、要支援の方が利用できるサービスのうち、主に在宅サービス等に要する経費を計上しておりますが、利用者の増加が見込まれるため、210万円ほどの給付費の増額をお願いするものでございます。

続きまして、6目介護予防住宅改修費、補正額13万6,000円の増でございます。こちらは、要支援の方の自宅での小規模改修に対して補助する経費でございますが、執行予定額が予算額を上回る見込みのため、増額をお願いするものでございます。

続きまして、7目介護予防サービス計画給付費、補正額36万8,000円の増でございます。こちらは、地域包括センターが要支援の方の介護予防サービスの計画を作成し、管理する場合に給付する経費でございますが、予定額が予算額を上回る見込みのため、増額をお願いするものでございます。

56ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額88万円の減でございます。こちらは、介護予防を必要としないよう各予防事業を行うために要する経費でございますが、今年度このコロナ禍におきまして、水中ウォーキング事業の実施方法の変更を行ったため、7節の報償費で講師謝礼、13節の使用料及び賃借料におきまして、参加者のためのバスの借り上げ料や会場借り上げ料の減額補正をお願いするものでございます。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額6,000円の減でございます。こちらは、介護予防生活支援サービス事業費の請求が適正か、国保連合会が審査をお願いしているところ

でございますが、その手数料の予定額が予算額を下回る見込みのため、減額をお願いするものでございます。

続きまして、国保高額総合事業サービス費、1日高額総合事業サービス費、補正額6,000円の増でございます。こちらは、介護予防生活支援のサービスを受けられた方で、利用者負担額が所得によって定められた限度額を超えた場合、申請によりまして、後に支給する助成金でございますが、執行予定額が予算額を上回る見込みのため、増額をお願いするものでございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額17万2,000円の増でございます。こちらは、令和2年度の支払基金からの地域支援事業交付金の額の確定によりまして、返還金が生じたため計上したものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額183万2,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第10号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 58ページをお願いいたします。

議案第10号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和3年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額9万2,000円の減。

支出。第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額9万2,000円の減。

令和3年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

60ページをお願いいたします。

令和3年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入。1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額9万2,000円の減。給与改定に伴う一般会計補助金の減額でございます。

支出。1款水道事業費、1項営業費用、4目総係費、補正予算額9万2,000円の減。給与改定に伴い、2節手当等の減額でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎各委員会閉会中の継続審査申出

- 議長（服部 晃君） 日程第11、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和3年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

- 議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

- 総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和3年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

[産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(円谷 要君) 令和3年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

[議会広報常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇]

○議会広報常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和3年12月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究、研修。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 3時44分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時45分）

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 61ページをお願いいたします。

議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、取得する財産及び数量、除雪ドーザ2台。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1,980万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、180万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県郡山市安積三丁目231番地、氏名、旭自動車工業株式会社、代表取締役、藤田弘。

議案説明資料1ページをお願いいたします。

1ページは購入仮契約書でございます。令和3年12月7日付で、旭自動車工業株式会社と仮契約を締結したところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが入札経過書でございます。令和3年12月3日に入札を実施し、その経過書でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。4社のうち1社が辞退、また第1回目入札において入札額が同額の事業者が2社おりましたので、予備抽せんにおいて本抽せんの順番を決め、抽せんをした結果、旭自動車工業株式会社が落札となりました。

次のページをお願いいたします。

このたび購入予定としております除雪ドーザの概要でございます。購入物品、除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ付）2台、オプションとしてタコグラフ、タイヤチェーン、スノータイヤなどを予定しております。

納入場所は天栄村大字下松本字原畑地内、納入期限は令和4年3月31日、購入金額は税込み1,980万円でございます。

今回、購入予定の除雪ドーザは、耐用年数を過ぎた除雪車2台の更新で、集落などの狭小

道路の多い路線での使用を予定しております。機種につきましては、より効率的で効果的な除雪作業を目指すため、狭小道路の除雪作業に適した5トン級のサイドスライドアングリングプラウ付を購入するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 納入期限が令和4年の3月31日となっているんですが、これ今年の間には合わない、来年のやつを買うということか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、来年に向けての除雪車の整備でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 来年といっても、これ今年の冬に使えるものじゃないと。来年の冬に使うものを今買うというのは、何か理由があるんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

除雪ドーザにつきましては、受注生産でございまして、製作期間がかかってしまうということもあり、来年度4月に発注しては、その年の除雪には間に合わないということもありまして、今回購入して整備するものでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 受注生産ということですが、今までこんな1年も前に買うということはなかったような気がするんですが、これはこういうコロナの問題があって、今年は特別ということなんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

業者のほうにも確認しましたが、一般の車もそうなんです、ただいま議員がおっしゃるとおり、コロナの関係で部品の調達が難しい部分もありまして、納期のほうがかかりかかってしまうという点もありますので、今回、提案させていただいたわけでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君）　そこで、2台買うというのは、2台とも今まで使っていたやつが駄目になって、今年はこれ使えるんですか。駄目になって買うというわけじゃなくて、まだ今使っていると思うんですが、2台とも駄目になるということなんですか。

○議長（服部　晃君）　建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長　櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君）　お答えいたします。

現在使用しておる除雪車ですけれども、すぐに壊れるということではなく、今年も整備のほうはして、稼働に向けて整備をしておりますので、すぐ動かなくなるということはありませんが、年数もたっているものがかなりありますので、そちらのほうを順次整備していきたいということで、今回2台を整備するものでございます。

○議長（服部　晃君）　6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君）　そうすると、天栄村に今何台あるんですか、除雪ドーザ等は。何台あって、一遍にということ、交換だから難しいということで、これ買うということなんですが、2,000万もするやつだから2台ずつ買うのも大変だと思うんですよ。ですから、今何台あって、どういうふうな計画で更新していくんだか、考え方教えてください。

○議長（服部　晃君）　建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長　櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君）　お答えいたします。

現在、村で所有している除雪車は12台でございます。

今回2台を整備するわけでございますが、こちらは基金のほうを活用させていただいて整備するものでございます。現在、基金のほうも約2,600万円、昨年までの積立てでありまして、そのうちで整備できるということであり、残金につきましても、引き続き積み立てられるということを確認しておりますので、そちらのほうも積み立てながら、次期の更新に向けて取り組んでまいりたいとは考えております。

○議長（服部　晃君）　6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君）　除雪機は基金があるんですが、これはどういうふうにして積立てしているんですか。そして、これ基金が今回2台分たまったから買うということ。ということは、今後も基金をためながら、基金でたまった時点で買換えしていくというような考え方なんでしょうか。

○議長（服部　晃君）　建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長　櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君）　お答えいたします。

電源立地の交付金でございますが、平成27年度から積み立ててきたわけで、昨年度末まで

に約2,680万円ほど積立てとなっております。こちらのほうで整備を、来年度と考えておったんですが、製作にも時間がかかるということもありまして、今年度、契約のほうはさせていただきまして整備させていただいて、今後、電源立地の交付金につきましても、引き続き交付されますのでそちらを積み立てながら、除雪ドーザも金額が張るものですから財源を確保しながら、そちらのほうを活用させていただきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ電源立地って湯本のあれでしょう。水力発電の電源立地の交付金と思われるんですが、これでよろしいんですか。

それと、今これ、大体毎年どのくらいの額が村に交付されるんだか、そこだけ教えてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この交付金は水力発電に伴う電源立地交付金でございます。

それから、交付金につきましては、毎年、額は前後するんですが、約500万円から520万円といったところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 最後に1つだけ、今12台ということなんですが、現在ある除雪ドーザ。これだと、十分間に合うということなんですか。いつも除雪は早いときと遅いときあるんですが、なかなか除雪にも問題があるんですが、ここでいう問題ではないかと思うんですが、あまりきれいに掃いてくれる人と掃かない人がいると、本当に文句を言いたくなるようなこともたくさんあるんですが、こういういい機械入ったんだから、少しはきれいに掃いていただきたいというふうに感じるんですが、これだけあると、もう十分間に合うということでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私からお答えいたします。

除雪のドーザにつきましては、本庁管内、広戸地区、大里地区、これまでは待機というような部分ではなかったんです。牧本の方々が請け負っている部分でやっていたということなのでございますので、今は広戸地区に1台、大里地区に1台というようなことで、あと牧本、あと湯本地区というようなことでやっております。

あとは、除雪がきれいなところとなかなかうまくいかないところと、オペレーターをある程度養成するのに、私も実際これまでやった経験があるんですが、3年ほどはかかります。



ちょうど世代交代時期になっているところ、なるべくもう早めに若い方とか講習もしているんですけども、なかなか覚えるまでに時間がかかる方もいるものですから、そこはいろいろフォロー、カバーしながら進めていっておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長からいい話聞いたんですが、なかなかオペレーターに言っても、言うことを聞かないのがいるんですよ、ただ掃くだけで。うちの前の柵の前の脇に、雪ためて、道路を掃いて、せっかく掃いたところに雪を置いていかれるようなことでは困るんですよ。ただ掃けば、道もまっすぐ行けばいいんだという。やっぱり、多少良い機械入っているんだから、時間に追われるかもしれないんですけども、その辺は住民がせっかく除雪して、よくなったと褒めるならいいのだけでも、除雪されて困ったというようなことだけは起きないようにだけしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第12号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第12号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について  
ご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,071万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,062万4,000円とする。

令和3年12月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額4,071万円。国の令和3年度補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充分を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、8目水田農業構造改革対策費、補正額3,655万5,000円。コロナ禍により主食用米の需要の落ち込みと大幅な米価下落に伴い、農業経営が大変厳しい状態となっていることから、農業経営の安定化及び継続に係る緊急支援対策としまして、18節農業経営安定対策支援金を計上しております。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額415万5,000円、コロナウイルスの新たな変異株であるオミクロン株の発生により、GoToトラベルの再開時期が年末年始の感染状況により判断されることとなったため、GoToトラベルの再開までの継続支援としまして、引き続き18節泊まってエールキャンペーン補助金を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 泊まってエールキャンペーンですけれども、もう少し詳しく内容を教えてもらえますか、補助金、例えば旅館に行った場合にこういうふうになるんだということ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

泊まってエールキャンペーンにつきましては、村内の宿泊施設を使っていただきますと、

1人当たり1泊3,000円が割引になりまして、それが宿のほうに交付されるということと、併せて1泊当たり地域、村内34店舗で使えます地域クーポン券、こちらを差し上げて、こちらを宿泊者の方に使っていただけるというような制度でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） クーポン券は1人何枚で幾らなのかと、あとこれは、回数は何回か決まっているのか、その辺を答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

クーポンにつきましては、1人1泊当たり1,000円というようなことでございます。

また、回数に制限があるかというようなお質しだったと思うんですが、こちらのほうは宿さんによって空きがあれば、そちらのほうは複数回利用も可能となっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 分かりました。何回使ってもいいということですね、分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、その上の水田農業構造改革対策費支援金なんだけれども、これ1反歩当たり幾らくらいの、農家に対して1反歩当たりどのくらい補助になるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和3年度の営農計画により、作付面積から飼料用米WC Sを除いた水田面積、1反歩当たり5,000円を交付するということの予定でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、種もみとこれだけなんだよね、今年。ただ、1反歩5,000円、1万くらい考えていたんですが、何か金額が大分減っちゃったような感じなんだと思うんですが、1反歩1万くらいは出るのかなと私は思っていたんですが、5,000円ということ。

果たして、これホテルと旅館とのタイアップのこの2つで分けるような感じなんだろうけれども、これが適正なんだろうかと、実際のところ。ちょっと今、急に言われてもどうかなと思うんですが。最近、分からない、旅館旅館とこの前も言って、また旅館で取るんだけど、今年は農家にとってもかなり厳しい、今までにない厳しい状況だったということも

踏まえて、1反歩5,000円というのはちょっと少ないんじゃないのかなというふうを考えておるんですが、1万くらい出してくれるのが妥当じゃないかなと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

農家の実情、私も重々把握して承知している中で、いろいろ支援策というような中で、一番は財源の確保というようなことで交付金を充てにする部分と、あとは飼料用米にした方についても、10アール当たり5,000円というようなことで対応しています。そのほかにも、農機具等の導入費用の助成をしたりとか、そのほかにもやっております。

今ほど宿泊との、じゃその比較というようなことは言われましたが、宿泊については、宿泊された方については地元の米、あとはそのほか地場産品、野菜等の消費もあつたりと、そこにまたクーポン券がついて、地元の飲食店、あとは商店等々で1,000円分のクーポン券がつくというようなことで、消費拡大にもつながるといようなことをございます。ただ単に、宿泊施設にそれを助成するといようなことじゃなくて、そこに波及効果が当然出てきますので、そのところはご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私は了解しましたが、1番の専業農家が質問するから聞いてください。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

### ◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和3年12月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月7日から本日までの4日間にわたりまして、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りました貴重なご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

間もなく年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 2月22日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 揚 妻 一 男

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の制定について	12月10日	原案可決
2号	天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
3号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
4号	工事請負契約の一部変更について	12月10日	原案可決
5号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	12月10日	原案可決
6号	令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
7号	令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
8号	令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
9号	令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
10号	令和3年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月10日	原案可決
11号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月10日	原案可決
12号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	12月10日	原案可決